

令和3年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月17日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔坂田美香議員、山本賢一議員、増山和則議員、
高田紀子議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 専決処分について
- 第 8 議案第 1 1 号 美瑛町名誉町民の推薦について
- 第 9 議案第 6 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 第 1 0 議案第 7 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 1 議案第 8 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 2 議案第 1 2 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 第 1 3 議案第 9 号 定住自立圏形成協定の廃止について
- 第 1 4 議案第 1 0 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 第 1 5 意見書案第 1 0 号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書について
- 第 1 6 意見書案第 1 1 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意
見書について
- 第 1 7 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君
次 長 才川 育世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会2日目、早朝よりご参集をいただきまして、また傍聴もいただきましてありがとうございます。今日は昨日に引き続き、4名の議員からの一般質問、そして議案の審議となっております。外は寒いですが、この中は暑くなるぐらいの議論をご期待申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番大坪正明議員と8番桑谷覚議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。
今野事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。それでははじめに、2番坂田美香議員。

（「はい」の声）

2 番坂田議員。

(2 番 坂田 美香議員 登壇)

○2 番(坂田美香議員) おはようございます。昨日に引き続いて一般質問、8 番目になります。

番号 2 番坂田美香、質問方式、時間制限方式。質問事項、産前産後と子育て支援について。質問の要旨、産婦人科のない美瑛町の妊産婦は、旭川市等の医療施設を頼っている状態ですが、旭川市の委託医だったクリニックの閉院に伴い、3 つの助産所で分娩に対応できない状態が続いています。

公立病院や産婦人科医院で出産する方の他、妊娠・分娩・産後までの継続的ケアを提供できる専門的施設でもある助産所を希望する妊産婦がいることもあり、旭川市を含む周辺地区では再開を要望する署名活動も行われました。

また、厚労省では過去 5 年間の妊娠届出数が対前年度と比較してもコロナによる変化はないとされていますが、少子化が進んでいることには変わりありません。

様々な支援がある美瑛町でも、令和 2 年度の出生数が 36 人、本年度 11 月末では 30 人と聞いています。

補助金や給付金だけでは解決できないこともたくさんあります。子どもを産み育てる不安や、不便を早急に改善して、子育て世帯に求められるサポート体制を強固にしていかなければいけないと思います。

そこで、以下の事業の実情と、今後の子育て支援について町長の考えを伺います。

- (1) 産後ケア事業について。
- (2) ひとり親家庭等生活支援事業について。
- (3) 養育支援訪問事業の内容について。
- (4) こども緊急サポート事業について。

質問の相手は町長です。

○議長(佐藤晴観議員) 2 番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) おはようございます。昨日に引き続きの一般質問、よろしくお願いたします。

そして、2 番坂田議員さんからのご質問、産前産後と子育て支援について、お答えをさせていただきます。本町では、美瑛町まちづくり総合計画に掲げる「安心して子どもを産み、育てられる地域づくり」を基本目標に、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援体制づくりに努めております。町外から移住された方も多く、身近に支援者が少ない方が増えている状況

を踏まえ、特に出産の際は不安が大きく、産前産後の精神的ケアを含め、様々な支援が必要であると認識しております。

1点目につきましては、令和3年度より母子保健法上に位置づけられておりますが、本町では、平成30年度より産後の心身の不調や育児不安に対し専門的なケアを受けることができる環境の整備を行うため、母乳ケア等の費用助成を開始し、令和2年度からは医療機関や助産院での宿泊、訪問によるケアに対する支援も行っております。

2点目につきましては、令和3年度より開始したひとり親家庭等への生活援助において、保護者の体調不良時等に家庭生活支援員を自宅へ派遣することで、家庭生活の安定化を図っております。育児や家事の協力者がいない家庭など、本事業が必要な家庭も多いと思われることから、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、これまでの民生委員児童委員による妊産婦や子育て世帯への訪問支援に加え、出産後の育児ストレスや孤立などが心配される家庭への訪問支援を行っております。保健・保育・教育などの関係機関の連携により、家庭内での育児課題や必要な支援を協議しながら、子育てを見守り、虐待等の予防を図っております。

4点目につきましては、昨日の青田議員への答弁と重複いたしますが、子どもの急な病気の時の預かりや保護者の出張等による宿泊の預かりなど、多様な保育ニーズに対応できるよう令和2年度よりこども緊急さぼねっと事業を開始しておりますが、利用登録者の増加に伴い、町内サポーターが不足している状況もあり、旭川市等と協議しながら体制強化に向けて検討しているところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） それでは再質問させていただきます。助産院、産科、婦人科のある施設、小児科等が旭川だけでなく、全国でも減り続けていることは本当に残念なことです。これからの若い方たちが将来に不安を持たず、産んでも良いんだ、心配がないんだという社会をつくっていくことが私たちの役割だと思っています。美瑛町で年に30数名の出生数では、今後のへき地保育所のあり方や、小学校の統廃合なども考えていかなければいけなくなります。今現在も少年団や部活動のチームが作れなくなっています。

そこで、私たちにできることは、子育てを温かく見守ることだと思っています。妊娠期から子育てまでの医療は、ほぼ旭川等に頼らなければいけない本町では、子どもに何かあった時、ママに何かあった時のサポート体制が整っているかということが大切だと思います。子どもを産んでも大丈夫、何かあってもすぐにサポートしてもらえる安心感があることと、先輩ママと

話せる交流の場など、マニュアルどおりの子育てばかりじゃない、たくさんの経験談や工夫を教えてもらうなど、つながりを大切にできる町であることだと思います。

まず1点目の産後ケア事業についてですが、産後や育児中のお母さんへの体力回復への支援などとされていますが、旭川の医療機関、助産院に数日前に予約申し込みをし、土日祭日を除く、通算4日までの利用に対しての支援です。利用の際のハードルが高いように思いますが、これまで利用した方はどのくらいいたのか、お聞きします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前 9時39分）

再開宣告（午前 9時39分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、子育て、子どもを産んでいただき、育てていくことの大切さというのは十分認識しているところでございます。妊産婦さんのサポートはもちろんでございますけれども、今議員ご指摘のように地域全体の中で子育てをサポートしていく、みんなで子育てをしていくというような環境づくりも私たちが整備していく大切な役割を負っているという認識でいるところでございます。ご指摘の実績につきましては、一昨年に1件の利用があったところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） コロナ禍の中、お産の付添いや見舞いも叶わず、一人で頑張ったママたち、その後の子育ても日々トラブルだらけで計画どおりにいかない毎日なんです。ギリギリまで頑張って、気づくと疲れ果ててしまっています。精神的にも不安定な時期に寄り添ったケアができるよう、現実的な事業であってほしいと思います。

2点目のひとり親家庭生活支援事業についてですが、家庭生活支援員を自宅等へ派遣するとされていて、育児や家事の協力者がいない家庭等となっています。対象はひとり親家庭等となっていますが、この事業は、両親が揃っている家庭は対象外となりますか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ひとり親家庭への支援でございますので原則、ご両親いる家庭は対象外となっております。すみません。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前 9時41分）

再開宣告（午前 9時41分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 失礼いたしました。ひとり親家庭等でございますので、原則としましては、ひとり親家庭を想定してご支援をさせていただいておりますけれども、家庭内の状況によりましては、それに限らずご支援をさせていただいております。また、訂正をさせていただきます。先ほどの利用実績の中で、私一昨年1件と申しましたけど今年1件の間違いでございました。申し訳ございません。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 事業の名称によってちょっと理解ができない方たちも多いと思うんですけれども、ひとり親でなくても、育休の取れない配偶者、共働きや自営業者さんなど、様々な理由で支援が必要な場合があると思います。宿直や出張、不規則な仕事をしている配偶者と子育てしている家庭のママも不安を抱えています。色々な家庭環境の子育ても応援してもらいたいという声もあります。両親が揃っていても利用ができる支援だということを、ここで聞きしましたので、皆さんにお伝えしたいと思います。

3点目の養育支援訪問事業についてですが、民生委員児童委員から保健、保育、教育などの関係機関へ、連携により、子育てを見守るとされていますが、ある民生委員さんは、引き継いだ妊婦さんが無事に産まれたのか、その後どうなったのかを全く知らされてないと言っていました。自分が関わった子ども達が元気に育っているのかを見守りたいというのは不思議なことではないと思います。個人情報保護と言われて終わってしまうかと思いますが、関わった者は、その後の成長を見ることはできないのでしょうか。町長の考えをお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、まず先ほどのひとり親家庭等生活支援のことでございますけれども、議員ご指摘のとおり、様々な家庭環境、育児環境ございますので、なるべく幅広く皆さんにご利用いただけるといいですか、ご支援をしていく、そういう体制づくりが大切だと思っておりますので、今後とも改善に努めてまいりたいと思いますし、1点目の利用件数のことにつきましても、ニーズが少ないというよりは、まだまだ周知も足りない面があるかとも思いますので、せっかくある事業、支援サービスでございますので、多くの方にご利用いただける環境づくりに努めていきたいと思っております。

そして、今の子どもの成長を見守るということでございますけれども、お気持ちは大変よく

分かりますし、親身になって関わっていただいているというところだと思っております。個人情報のところはどうしても今の時代、問われているところがございます、その兼ね合いがあるところがございますけれども、より柔軟に、双方にデメリットがないのであれば、みんなが良くなる環境づくりというものがどういう風にすればできるのかということについて考えてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) より良い事業になっていただきたいと思っております。ある学生さんが老人施設に実習に行った時のこと、少年野球を指導してくれたおじさんを見つけました。おじさんが覚えていてくれたのか分かりませんが、少年はボランティアとして指導してくれたおじさんの担当となり、野球の話がたくさんできたそうです。小さな町だからこそこのようなつながりがあり、感謝や喜びがあると思います。みんな知り合いや親戚のような、美瑛町で子ども達の成長を見守り続けていける町であってほしいと思います。

続いて、4点目の子どもの緊急サポート事業についてですが、美瑛町では、令和2年より上川中部定住自立圏形成協定において事業を展開できるようになり、近隣市町の中では最後に登録できるようになりました。現在の登録者数は21名、美瑛町のサポーターは1名と聞いています。利用したいと思ってもほぼ近隣市町にサポートをお願いしなければいけない状況のようです。サポーターになるには、旭川で6日間の講座受講をしなければならず、中々時間がとれず断念してしまう方もいます。このうち何日かでも町内で講座受講ができれば、サポーターとなる方の後押しができるかと思えます。この事業は、文字どおり緊急時にサポートしてもらえ、子育て中にとってはありがたい事業です。リモートができる環境も整っている時代ですが、この冬の間、美瑛町で受講ができるきっかけをつくってもらいたいと思いますが、検討していただけるか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、子ども緊急サポート事業さぼねっとのお尋ねでございます。町内のサポーターの方は議員ご指摘のとおり現在1名の方のみとなっております。ただ、運用の面におきましては、サポーターが不足してる、サポーターが対応できないから今回の申請お断りしますという事例はないと伺っております。希望の方には、旭川市からサポーターの方が来て、支援をしていただいていると、それが実施できているという風な状況で今運用させていただいております。とは言いましても、美瑛町内でのサポーターの数、多くなっただけに越したことはございません。その課題の一つが、議員ご指摘のとおり、受講日数が長い。それが旭川での会場でしかないというところが一つネックになっていると思います。この事業は、中

枢連携都市の連携にも今後移ってまいりますので、旭川市を中心としたこの連携の中で、各、私共だったら美瑛町、各町村でも、この受講ができないのか、できるようにするにはどうすれば良いのかということについて、旭川市を中心に、美瑛町から要請といたしますか、要望し、相談し、各町村でできるように実現できるよう働きかけてまいりたいと考えています。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) できるだけ早く実施をしていただきたいと思います。変わりました、昨日は給食での食育質問もありました。町長もご存知かと思いますが、町内の小中学校の給食用お味噌を提供しているグループがあります。私も手伝っているのですが、地元の材料を使って、子育て中のママたちが中心になってボランティアで作っています。かなりの力仕事ではありますが、子ども達のために汗をかき、今この時間も頑張っている。ここで味噌を作る目的だけではなく、先輩ママたちと楽しく情報交換ができる交流の場にもなっていて、今後も町内の子育て支援の力になってくれる仲間たちであり、研修等が旭川でできれば参加したいと言ってくれている方々も多くいます。できれば、こういう協力的な方たちがサポーターになっていただけるとありがたいと思います。

最後になります。少子化が進んでいく中、各市町村では、子育て世帯の取り合いのような状態になっているように思います。いくら支援金や支援事業があっても、子どもを持つことは不安だらけです。支援を必要としている側が本当に大変な状態になる前に、数時間手伝ってもらえたり、話を聞いてもらえたりすることで、ほっとでき、乗り切れたりするような町であり、美瑛なら大家族になっても、心配なく子育てができる町となしてほしいのです。支援者の養成が町内でできることにより、支援する側の生きがいにもなります。サポートする側が増えて、町内で気軽に頼れる体制ができ、思いやりのある見守りができる温かい美瑛町であることに期待して、質問を終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、給食食材等のご活動のご報告もいただいたところでございます。広い意味でのボランティア活動ですとかサークル活動、こういった取り組みが町の町民の皆さまの生活を豊かにしていくということの本当表れだと思っております。行政だけでは手の届かないところ、こう、民間の方々が担っていただいている、非常に大切な役割を果たしていただいているという風に認識しております。でございますので、これまでも様々な形でサークル活動ですとか、ボランティア活動をご支援させていただいておりますけれども、今後とも、様々な形で、町民のために尽くしていただける方々をご支援するような体制を整えてまいりたいという風に考えております。

そして、子育て世帯さんへのご支援の体制ですけれども、移住とか定住の政策をやっていきますと本当に、ある意味で奪い合いになってしまって、数だけ今年は何人の移住を呼び寄せたというところに陥りがちでございますけれども、ここはやはり生活している生身の人間でございますので、その方々が数字だけではなくて、生活しやすいという実感を持っていただく、そういう環境づくりがご指摘いただいたように大切だと思っております。特に、子育てにつきましては先ほどもご答弁申し上げましたけれども、地域全体で美瑛町ですから、議員ご指摘のように小さいコンパクトな町なので全員が本当に知り合い、親戚のような感覚を醸成できる町でございますので、そのメリットを生かしながら町全体で子育てを温かく見守る、手伝っていく、そういうような体制になれば良いかと願っておりますし、そのために、子育てサポーターのような方々が更に必要であるというご指摘でございますので、どのような形で具体的に、地域みんなで子育てができるようになるのかということと、また、共に考えさせていただいて、具体的な策を、またご提案させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問を終わります。

次に、12番山本賢一議員。

（「はい」の声）

12番山本議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） 番号12番山本賢一、質問方式、回数制限方式。質問事項、スマート農業の推進について。質問の要旨、2020年に調査された農林業センサスでは、美瑛町の販売農家戸数は406戸と10年前と比べて30%減少しました。今後も高齢化や担い手不足などで規模拡大が進むことから、スマート農業の推進により、これらの課題解決が期待される所です。

内閣府は、2016年に策定した「第5期科学技術基本計画」において、新たに提唱された「Society 5.0」では、社会生活やあらゆる産業構造の変革が起こるとされています。

農業分野においても、情報通信技術（ICT）やデータを活用した作業の軽減や省力化が期待されています。しかし、農村部では電波状態の脆弱な地域や情報通信基盤（5G）などの整備が進まない中、次世代技術として、ロボットや農業機械の遠隔操作、圃場状況や気象データなど、あらゆる情報を集積・解析することで品質・収量の高位平準化などに向けた活用が難しい状況です。

今後は、地域限定で整備できる「ローカル5G」や「地域BWA」などの無線通信基盤の整備も必要となり、この通信技術は、農業分野だけでなく医療や教育、テレワーク、防災への活用や、バス、除雪作業の自動化など町民生活の利便性にも貢献すると思われま。

そこで、今後のスマート農業の推進と情報基盤の整備について、次の2点を伺います。

(1) スマート農業の現状と今後の推進計画について。

(2) 次世代情報通信インフラの活用に向けた情報収集や計画等策定の必要性について。

質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 12番山本議員さんからの1項目の質問に対して答弁を申し上げます。

質問事項、スマート農業の推進について。国は、スマート農業推進総合パッケージにおいて、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」を掲げて施策を展開しており、先端技術を活用したスマート農業が全国的に普及し始めております。

本町におけるスマート農業の推進につきましては、9月に町内生産者、農協、関係機関で構成される美瑛町スマート農業推進協議会を設立し、その取組を始めたところであります。

本年は、9月にRTK基地局を設置し、トラクターの自動操舵に必要なGPS位置情報を活用できる環境の整備を進め、農業用機械の自動操舵による試乗体験を通して、機能性を体感できるよう開催した企業との共催による実演会には、多くの町内農業関係者に御参加いただいております。また、本町が支援する「美瑛町未来につなぐ農業支援事業」におきましても、スマート農業技術の導入に関する申請が多く、生産者の関心の高さが伺えます。

一方、多様な技術が実装されている中で、経営形態等により求められる農業用機械等の性能が異なるため、今後は実態把握調査を実施し、生産者の導入の意向や導入に際しての問題点の把握に努めてまいります。さらに、その調査結果を踏まえて、先進地の取組事例や新たな技術の勉強会を開催するほか、自動操舵システムの導入に向けて、引き続き町の支援策を活用いただくとともに、国の補助事業の有効な活用を図るなど、関係機関と連携しながらスマート農業を推進してまいります。

2点目につきましては、現状、町内光通信網を全申込世帯に対して整備しておりますが、携帯電話の電波の微弱な非居住地域につきましても、携帯電話事業者や北海道などと改善に向けて協議してまいります。また、スマート農業を推進するに当たり、電波レベルの低い地域などへの対策として、地域BWAやローカル5Gなどが考えられますが、そのような地域での農業分野以外の活用方法や既に整備済みである光通信網地域内での活用について情報収集を行い、必要に応じて計画作成等を検討してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。今答弁いただきましたけれども、スマート農業の推進ということで、町長もこの令和3年の執行方針の中にこう掲げられておまして、これが今進んできているのかなという風な状況でございます。9月にRTKの基地局が設置され、協議会も立ち上がったということで、これから進んでくるのかなと思うんですけども、ただですね、私の方からもですね申し上げるのが遅かったのもあるんですけども、近隣町村から比べても美瑛町ちょっと取り組みが遅れたかなという部分もございます。

そういう面で見てもですね、これから取り急ぎ進めていく必要があるということなんですけれども、今町長から答弁いただきました自動操舵のシステムなんですけれども、単純に申し上げますと、圃場内で農業機械ですね、トラクターですけども、ただ単にまっすぐ走らせるという、ただそれだけの技術なんですけれども、システムなんですけれども、ただこの部分なんですよ。ただそういうことを言うものですけども、ただこれを行うためには、相当熟練した技術が必要になってきてまして、やはり5年、10年ですとかそういうような経験を積まないとか中々こういう技術には辿り着かないということにして、それらをサポートする面でもこういうものが今出てきております。

実際のところはもう既に20年以上前からこれ出てる訳ですけども、ここ近年特にこういうものが整備が進んでまして、それに向けてということなんですけれども、実態としてどのぐらいの導入が進んでるかといいますと、道内で大体1万2,000台ほどの、平成20年からですね、令和2年にかけて1万2,000台ほど導入が進んでおまして、北海道の販売農家戸数3万5,000戸と言われてますので、ですから一戸当たり1台導入されてるということになれば3分の1ぐらいの農家の方が使ってるってことになるんですけども、美瑛町の実態からいきますと、10%もいってないんじゃないかと思えます。ですのでこういう部分が必要です。

で、導入がですね今後進んでくると思うんですけども、地域的な問題ですとか地理的な条件もあります。美瑛町の場合どうしても中山間地の指定には受けてるような地域ですので、傾斜があつてですね、この精度が落ちてしまいます。この自動操舵の部分でいきますと誤差2、3センチという高レベルなガイダンスが行われるんですけども、これはどうしても誤差が出てしまうということでの導入が遅れていたりですね、あと導入機器は高額なためにですね、どうしてもその辺が導入が進んでなかったという現状があるのかなと思えます。

ですけども、今回こういう形で町も進めておられますので、進んでくると思うんですけども、ただこのRTKの基地局の補正電波を受信するためには、携帯電話、要するにスマートフォンが必要なんです。ですけども先ほど答弁がありましたとおり、電波の空白地帯があります。これはどうしても仕方のないことなんですけども、そういう部分については、どういう風に今後していくのかっていう問題もあります。ですけども、今の現状の4Gですね、の電

波塔を新たに設置するということが現実的ではないというのと同時に、今この5Gに切替えがどんどん進んできてまして、美瑛町はまだそこまで行ってませんけれども都市部からどんどん進んできてる訳なんですけれども、それも合わせた形で今後進めていかないと、これは中々難しいのかなと思います。で、この5Gの技術を導入するに当たりですね、活用方法って色んなものが出てきます。今の自動操舵の部分というのはスマート農業の中でも入り口の入り口として、これはあくまでも初歩的なものでして、将来的なスマート農業の形というのは、まず最初の質問で申し上げましたとおりロボットですとか、自動運転ですとか、自動化というのがこれが入ってきてます。この5Gですとかローカル5Gというのがございますけれども、こういう技術を使ってもう実証実験で無人のトラクターですとか、自動運転ですとかそういうのが行われてまして、実際この分野では、第一人者ですけども北海道大学の野口教授がおられますけど、この野口先生が今実証実験を行われましてもう実用化に近いところまで来ておりまして、この運用するためには、ローカル5Gの技術ですか、5Gが必要になってくるという風になります。遠隔ですね、数台のトラック度を操作するというようなことの実験も行われておりまして、これが今後ですねどんどん進んでくるという風に思われます。その他にこの5Gの技術ですね通信網を使った実証実験全国各地で行われておりまして、その中でもですね私が注目したのはですね、スマートグラスですとかARグラス、MRグラスというこういう眼鏡のタイプのものがありまして、これ売られているんですけども、もう販売されていますけれども、こういうものを活用した形ですね、例えば山梨県で行われたブドウの収穫実験ですね。これではスマートグラスのカメラからブドウの情報を入手して、収穫をするのかしないのか、それからそれをどういう風な形で収穫作業していくのかというのをモニターでですね、ガイダンスが行われて、それが収穫作業できるということになるようになってます。そういう実験が行われてるんですけども、これは本来、収穫作業ですとか選別作業というのは熟練した技術が必要なんですけれども、それがなくてもこういう形でARグラスですとかスマートグラス、それからそれを情報通信網でAIで判断してですね、ガイダンスを行うというような技術があるんですけども、こういうようなことが今もう行われております。その他にもこのカメラを使った部分ですね、4Kカメラぐらいのカメラを使って圃場の管理ですとか、それらを判断して、あと気象データなんかも総合的に分析したもので、圃場の管理、それから病害虫の発生なんかが出る場合はですね、事前に管理者に知らせるですとか、そういうようなものが、今出てきております。

その他に施設野菜の場合であれば、ハウス内の管理ですね、これも自動化されるですとか、そういうのが今後のスマート農業の最終段階といいますか、行きつく部分なんです。

ですから、今のこの自動操舵だけでですね、これで終わりという訳ではなくて、これから情報通信も含めて、こういうのも一体となった形で進めていかないとスマート農業の推進につながってこないということになるんですけども、まずその部分について町長にですね、この自動

操舵の部分の今後の部分と、それから今後、スマート農業推進のですね、どういう風に進めていくか、まずその辺について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) スマート農業の推進につきましては、農業の担い手が段々減少している中で、また、一戸当たりの農家が受け持つ面積が広がっている中で、美瑛町としてはもう必要不可欠な技術であり、農業の中に組み入れていくということは、もう今後、必然となっていくと思っております。それだけに、美瑛町といたしましても、スマート農業を更に推進してまいりたいと考えているところでございます。

美瑛町でのスマート農業の取り組みの遅れというご指摘もございましたけれども、議員がご指摘のとおりで、傾斜地であるが故に、なかなか平坦地に比べては導入が遅れてきているのかなという風に受け止めておりますけれども、技術の革新というのが進んでおりますので、この傾斜地、丘陵地である美瑛町でも使えるスマート農業技術というのが進展していく、それに合わせて美瑛町も遅れずに、スマート農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

R T K基地局を設置させていただきましたけれども、利用するには、受ける側の携帯基地局からの電波が必要であるというご指摘でございまして、そのとおりでございます。そして、美瑛町内で携帯基地局の電波が届かない畑作地帯があるということも認識しているところでございます。一義的には、自動操舵を実現するために、携帯基地局がまずは必要となってくる訳でございますけれども、一義的には、携帯事業者さんに、まず、町としては依頼をすると、ご相談するという形になります。一般的には、そこに住んでいるかとか、どのぐらいの方が利用しているのかというところで判断をされてしまうようでございますので、状況的には厳しいものが予想されておりますけれども、農地である、働く場であるということをきっちりと伝えることで、町行政と事業者一体となって整備進むことができないかなという風に考えているところでございます。

ただ、民間事業者の方で、いやどうしても無理なんだということでもございましたら、議員ご指摘、ご提案いただいております5 G方式、あるいはBWAでの設置を行わない限り、この空白地帯での農業者、生産者がスマート農業の技術を使えないという状況が続く訳でございますので、そういった空白地帯の解消には努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

そして今、様々な先端技術、最先端の取り組みもご紹介をいただきました。スマート農業の分野はまさに技術革新が非常に素早い分野でございまして、どんどん新しい技術ができてきております。そこにどう追っかけていくか対処していくかということにつきましては、今般設置をさせていただきましたスマート農業協議会の中で方向性を定め、議論をいただきたいという風に思っております。5 Gと4 Gで、5 Gの方がもちろん高速化される訳でございますけれ

ども、現在の4Gの中でも、農業分野の取り組みであれば十分対応できるという技術もあると伺っております。まず、4Gの中で最大限できること等を検討いただき、その先の5Gを利用する最先端技術につきましては、その技術がどう進展していくのかということを見極めさせていただきながら、協議会の中で議論いただきたいという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 答弁いただきましたけども、今答弁いただきましたとおり、4Gで今のところは何とかこうできる部分は多いので良いんですけども、将来に向けていきますとキャリアというより通信業者が今後は5Gの通信システムに切替えていくということもありますので、それに対応した形での、例えばサービスですね、ですとかそれから色々な機器も出てくるかと思っておりますので、そういうものを活用した形での今後の農業の進展というのは見込まれてくるかと思っておりますので、その時にローカル5Gという技術は地方自治体等も整備できるようなものですので、そういうのも含めて今後整備、まだまだ先になるかとは思いますが、しっかりと検討していただく必要があるかと思っております。今回ずっと今、農業の分野でずっとお話しさせていただいてるんですけども、質問させていただいてるんですけども、実はこの分野ですね、もしこの5Gの技術が通信網がしっかりとした形で出来上がりますと、これ農業分野だけじゃなくて他の分野にも活用できるという風なことを言われております。

特にこれらもこの部分でも実証実験を行われてる訳ですけども、例えば医療ですとか、それから教育ですとか、あとですね観光ですとかそういうのにも活用できると言われております。特にその遠隔医療ですとかそういうのもそうなんですけども、先ほどの自動化ですとか自動運転なんていうことを言いますと、例えば路線バスなんかも自動運転、これも実証実験とか行われてまして、やはり5Gクラスの情報通信網でないと中々これは制御できないということもありますので、そういうのがあると。それから、医療についてもですね遠隔医療ですね、これらの方にも実証実験を行われてまして、先ほどスマートグラスなんかを使って、離島なんかで医師がいないようなところでは、看護師が医師の指導を受けてですね、スマートグラスを通して診察するですとか、そういうようなものにも活用されておりました、この5Gの技術というのは、過疎地域ですとか、農村地帯が非常に必要だという風に言われております、今後。

です、今ずっと農業の分野の話をしてましたけれども、この情報網が整備されることによって、各分野ですね農業分野もあり、医療、教育、介護ですとか、それから防災ですね、色々な分野で活用できるという風に言われておりますので、ただ単にこの農業分野だけで整備するとなればですね、これだけの多額の投資をかけても、回収といいますか費用対効果として難しいかもしれませんが、行政サービスして、これを活用するとなれば、ちょっと話がかわ

ってくるんじゃないかなと思います。ですので今後ですね、そういうことも含めた形での情報通信網の整備、それからそれらに向けての活用方法ですね、これ今後色々出てくると思います。2020年にですね、総務省がですね、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、この中でですね新たに入ってきてるのは地域におけるSociety 5.0の推進ということで、5Gですとか光ファイバーの通信網の早期整備が必要だという風に言っております、この中でそれがですね地方創生を推進するというようなことも、この中に入ってきております。ですので、これらを活用した形でのまちづくりということにもなってくるかと思っております、そういうことも踏まえてですね、やはりその、これからもこういうものを、最先端の部分ですけども、必要になってくるんじゃないかと思っております。

昨日町長もですね、冒頭のご挨拶の中でも未来につながるということですので、もう質問として私もしたいと思ってるんですけども、将来やはりどうしてもこういうところで行政サービスの低下ですとかそういうのが懸念されますので、その辺を補うためにも、こういう技術導入してですね、しっかりとした形のまちづくりが必要ではないかなと思いますので、その辺を十分考慮した上で、今後進めていくことが必要でないかと思っております。今現在何かこう、農業分野が先んじて進んでるように見えますけれども、実際問題そうではなくて、これ一体となつてですね、色んなものが一体となつて進んでいくということになりますので、その辺を十分考慮した上でですね、また今後人材の確保というのも必要になってくるかと思っておりますので、そういうのも含めてですね、進めていただきたいなと思っておりますけど、その辺どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員ご指摘のとおりでございます。Society 5.0はじめ、国も非常に情報化というものを力を入れて進めている現状でございます。そのことが美瑛のような立地条件のところ、人口条件のところこそ力を発揮するという風に言われておりますし、私もそのとおりだと思って受け止めております。さらに、この新型コロナの中で、より一層この方向性への動きが早まっているという風にも受け止めておりますので、情報の地域技術の改革の革新の流れについていくよう、うまく利用できるように、庁内で検討を既に始めているところでございますけど、更なる検討を加えてまいりたいと思っております。

遠隔医療ですとか、特に美瑛町の場合災害も防災の面もでございます。こういう美瑛町の特色といいますか、美瑛町であるからこそ、この分野で5G技術を活用できれば、より町民生活の安心にも安全にもつながる、地域の振興にもつながるといふ、美瑛ならではの、美瑛であるからこそ、どの分野でどの技術が必要なのかというようなことをまず突き詰めていき、それを実現するためには、じゃあどういふような最新技術を活用していくのかといふような視点からの検討が必要かなという風に思っております。

現在、新しい技術に関するこの計画を作るという段階までは正直なところまだなっていないかもしれませんが、この日進月歩で進んでいる技術の中で、どの分野を狙っていく、これこそが美瑛に必要なんだというところを突き詰めるところから始めさせていただきまして、ローカル5Gとなりますと自治体で整備もできる分野でございますので、そのことも視野に入れながら、最新技術を活用した、より豊かな美瑛町のまちづくりに向けて庁内で検討を更に続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問を終わります。

次に、3番増山和則議員。

（「はい」の声）

3番増山議員。

（3番 増山 和則議員 登壇）

○3番（増山和則議員） おはようございます。3番増山和則、質問方式、時間制限方式。質問事項、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）について。質問の要旨、2023年10月からのインボイス制度実施に向けて、今年10月からインボイス発行業者の登録申請が始まっています。本町では、商工会でインボイス制度についての説明会が始まったところです。

インボイスとは、2019年消費税10%への引き上げと同時に、8%の複数税率が導入され、税率を区分した請求書や領収書等の伝票のことです。

日本税理士会連合会や中小企業団体などは、「現行の区分記載請求書等があれば、適正申告ができる」と、制度の見直しや中止を求めています。

消費税導入時、課税売上高が3,000万円までの事業者を、営業利益が少ないため消費税の納税を免除する免税業者としましたが、その対象を売上1,000万円まで引き下げ、多くの免税業者が課税業者となりました。

インボイス制度は、更に課税業者を増やし、少ない売り上げから10%の消費税を納税させようとするものです。

そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

（1）インボイス制度の導入は、免税だった事業者に消費税の課税を迫る非情な増税策だと思いますが、どのような認識ですか。

（2）本町の事業者への影響をどのように認識していますか。合わせて、制度の導入は本町の経済の衰退につながると思いますが、どのように認識していますか。

（3）インボイス制度を中止するとともに、中小企業の営業を壊し、成長できない経済にしてきた消費税は、5%に減税してこそ景気対策になると思いますが、どう考えますか。

質問の相手、町長。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 3番増山議員さんからの、1点の質問に対しましてご答弁申し上げます。

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)についてお答えをいたします。インボイスとは、製品やサービスを売る側の事業者が買う側の事業者に対し、消費税の税率や税額が分かるように発行する適格請求書のことです。消費税は二重課税を防ぐため、事業者の売上げに掛かる消費税額から仕入れや経費に掛かる消費税額を差し引く「仕入税額控除」を行った後に納税することとなりますが、2019年の消費税率の引上げに伴い、軽減税率が導入され、消費税が10パーセントと8パーセントの複数税率となったことから、売り手と買い手の適正な課税を確保するためにインボイス制度の導入が検討され、現在は2023年の運用開始に向けた移行期間中です。

インボイス制度では、事業者が発行する適格請求書がなければ仕入税額控除が受けられなくなることから、消費税の課税事業者は、適格請求書の発行に向けて準備を進めるとともに、納税地を所管する税務署長に適格請求書発行事業者として登録する必要があります。

インボイス制度導入のデメリットとしましては、年間の課税売上高が1,000万円以下で消費税の納税義務が免除されてきた免税事業者は、適格請求書が発行できないことから、課税事業者は仕入税額控除を受けられないため、課税事業者と免税事業者間の取引が減少する恐れがあることが挙げられます。

しかし、インボイス制度導入のメリットとしましては、免税事業者が売上げ分の消費税を納めないことで公平性に問題があるとされていた「益税」の抑制が期待されているなど、適正な控除、課税の確保に寄与するものとされております。

町内の事業所には免税事業者が多いものと認識しておりますが、いずれにいたしましても、インボイス制度につきましては国の制度であることから、今後も国とともに制度の周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 3番議員の再質問を許します。

(「はい」の声)

3番増山議員。

○3番(増山和則議員) はい、3番増山です。今町長から答弁をいただきましたが、答弁書を読んでですね、私が感じたことを一言まず述べさせてもらいたいと思うんですが。角和町長の町民に寄り添う思いと言いますか、うまく表現できないんですが、何か寂しい思いが僕の中ではしました。国の制度だから、それを受け止めるだけで済む話なのだろうか。文部官僚だっ

た前川喜平さんの面従腹背という本を読んで、やはりどういう立ち位置にいるべきなのかと。また、もっと我々が声を上げていく必要があるのではないかという思いを強くしました。改めて、町長に再質問させていただきますが、答弁で、免税事業者が多いものと認識していますということを答弁していますが、本町でインボイス制度の対象になる業者はどのくらいいるのでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 重ねてのご答弁ですけれども、インボイス制度、国の制度でございます。まさに、そして国家の基盤的な部分である租税に関するものでございますので、一自治体の長がそこに対して意見を、コメントを出せるという類いのものではないと認識しておりますので、そこはご容赦をいただきたいと思えます。免税事業者の数でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたのは、これまでのこうした町と行政と事業者さんとの付き合いの中の感覚的なものでございまして、実数としては、現在掴めているものではございません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 3番増山です。そうしますと、対象になる業者数っていうのは押さえていないということですね、現在は。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) それぞれの個々の経営状況の中のことに入り込む訳でございまして、現在押さえてはおりませんし、中々押さえていくのは難しいのかなという風に思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 増山です。そういうものなんですかね。ちょっと私も具体的に美瑛町の中で、1,000万円以下ですね免税業者の方々がどのくらいいるのかというのは、町で押さえていないんですか。それとも、情報として出さないということなのか。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前10時26分)

再開宣告(午前10時27分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 失礼いたしました。消費税の申告に係ることでございますので、国税で

ございますので、町は通りませんのでその数値については把握をしておりません。分かってるものを出さないという訳でもございません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 増山です。はい、答弁分かりました。それでは、次に質問したいと思うんですが、インボイス制度を今取り組み、申請を始めていますけれども、その対象になるですね職種について、本来はこれは国がやるからということで国に聞けということになるのかも知れませんが、実際、本町でインボイス制度の対象になる職業の中でですね、特に高齢者事業団に働くですね、高齢者の方、また、私もそうですけれども、農協や市場などですね、以外に取引のある農家の方も、この対象になるのかどうかですね。確認の意味で質問したいと思うんですが。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前10時28分)

再開宣告(午前10時28分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 失礼いたしました。国の制度でございますので、確定的なことは国において決められると思いますが、個人事業主が対象ということであれば、含まれてくる可能性はあるという風に認識しております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 増山議員。

○3番(増山和則議員) 3番増山です。はい、答弁分かりました。それでですね、私はやっぱりインボイス制度っていうのは、町長も答弁で繰り返してますけれども、国の制度だという点で、やっぱりそれで、国の制度だから、やっぱり、いわゆる受け入れざるを得ないっていうか、制度ですから。しかし、何らかの形で、やっぱり我々はもっとですね、考えていかなきゃならないっていう、悪法でもやっぱりそれは認めなきゃならないという立場ですけれども、やはり、それで今世の中ですね、やっぱり変わってきてるんだと思うんですよね。そういう意味でですね、私は町長の政治姿勢というかですね、信条というか、そういう点でですね、一つ伺いたいんですけれども、答弁でも、インボイス制度のデメリット、メリットについて答弁されていますが、説明としてはですね、そのとおりだと思うんです。国もそういう風に言ってますし。しかしですね、根っこを辿ればですね、このインボイス制度というのは、いわゆる消費税がですね、そもそもが不公平な税制度で、所得の少ない立場の人ほどですね、負担が大きくなる訳ですから、

国は本来ですね、富裕層や大企業や、優遇税制を改めてですね、いわゆる能力に応じた負担原則のですね、税制度にすべきだと考えるんですが、町長はその点ですね、どのような考えでいるか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 政治といいますか、行政に携わるといいますか、というものは、私個人の考えです。私個人としましては、政治というものは、弱者のためにある、弱者を生み出さない、救う、お助けするという、そのためにこそ政治や行政があるのだろうという思いは私は個人的に、私の信条でもありますし、思いを持っております。ただ、そのことと今回のご質問のことでございますけれども、課税に対する税に対するお話でございます。そして国の制度でございます。今美瑛町、自治体といたしまして、町民の皆さまに課税、徴税をお願いする立場である以上、租税は法律に基づいて事務を行っているところでございますので、法律、また国の制度として決められたものは、自治体もそれに従って運用していくということの立場でございます。ただ、国の制度も税だけではございません。社会全体あらゆるところで、国の制度の中で、日常生活が営まれている訳でございますけれども、その中で日常的な苦しさがあるというところについては、自治体がそれに対して手立てをしていく、補完していくという役割を自治体が持っているということもあるという風に認識もしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 答弁ありがとうございます。やっぱり私も本当はやっぱり町長にもですね、北海道町村会などでですね、やっぱり税制のあり方をですね、やっぱり考えるような、また、声を上げていただくようなことですね、今後の取り組みをしていただきたいと考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 国の様々な制度、政策的な事業に対して声を上げないということは一理ある訳ではございません。もちろん自治体側も町村会も一体となって、国に対して要請をするということももちろんございますので、国の言うことを唯々諾々と聞いているという立場ではございません。今回のインボイスにつきましても、近隣の首長と話し合いをさせていただきたいと思います。その上で、それが広がりのあるものになるのかということも、周りには、近隣には僕の先輩の首長多くいらっしゃいますので、そういう方々のお話も参考にさせていただきたいなという風に思います。

○議長(佐藤晴観議員) 3番議員の質問を終わります。

10時50分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時34分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、9番高田紀子議員。

（「はい」の声）

9番高田議員。

（9番 高田 紀子議員 登壇）

○9番（高田紀子議員） 番号9番高田紀子、質問方式、時間制限方式。質問事項、「香害」による「化学物質過敏症」の対策について。質問の要旨、「化学物質過敏症」は、柔軟剤や合成洗剤、芳香剤、消臭除菌スプレーなどの香りを伴う製品による頭痛や目まい、吐き気、自律神経や多臓器に不具合を引き起こす病気です。一度発症すると、多種類の化学物質に繰り返し反応するようになり、仕事や学業などの社会的活動はおろか、日常生活を送ることも困難になります。発症する原因や治療方法、予防方法は解明されていませんが、原因となる化学物質にさらされないことは有効とされています。

2020年に「香害をなくす連絡会」で香りの被害についてのアンケート調査を実施しています。9,000人を超える回答を得て、柔軟剤や合成洗剤の日用品での被害が多いことが分かりました。また、健康被害を受けている方が多く、切実な実態が明らかになっています。

化学物質過敏症で苦しんでいる人がいること、また、この症状が誰にでも現れる可能性があること、そして、多くの方が原因を作っていることを町民が理解することが必要です。

については、以下の対応策について、本町の考え方及び対策の取り組みを伺います。

（1）化学物質過敏症、香料自粛の啓発、配慮への周知（ホームページの掲載、ポスター・リーフレットの発行）。

（2）相談窓口の設置。

（3）ガイドラインの作成。

（4）町職員・教職員の研修。

（5）子どもに対する適切な支援体制の構築。

（6）学校での保健調査の項目の追加。

質問の相手は町長・教育長です。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 9番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 9番高田議員さんからの質問事項、「香害」による「化学物質過敏症」の対策についての町長部局に関する部分について答弁を申し上げます。化学物質過敏症につきましては、ごく微量な化学物質に体が反応して異常を発生させるものであり、発生物質の発見が困難で社会的な認知度も低いことから、実態が把握しにくい状況にあります。一方「香害」におきましては、厚生労働省等で明確に確立した定義ではなく、一般的に洗剤や柔軟剤に含まれる香料等により、頭痛や吐き気等の健康被害が誘発されることとされております。

国は、本年8月に消費者庁を含む5省庁の連名による「その香り困っている人いるかも？」と題したポスターを作成し、都道府県や政令指定都市に向けて配布され、それぞれのホームページに掲載されております。本町にも文部科学省より北海道教育委員会を經由して同様の資料が送付されております。

1点目と4点目につきましては、いわゆる「香害」を含めた化学物質過敏症に係る町民の方への周知や役場内での情報の共有化について、国や北海道の対応方針等を踏まえつつ、ホームページなどでの広報活動や庁舎内電子ネットワーク等を利用することで情報共有を図ってまいります。

2点目につきましては、保健センターにおいて様々な健康相談に対応しており、また、上川保健所におきましてもシックハウス症候群や化学物質過敏症等についての相談対応を行っているなど、必要に応じて医療機関による受診を促すことや関係機関への紹介等を行っております。

3点目につきましては、いわゆる「香害」を含めた化学物質過敏症につきましては、個人差も大きく、国の指針等が明確でないため、現段階でガイドラインを作成できる状況にはないと考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 3点につきまして答弁を申し上げます。4点目につきましては、学校では、北海道教育委員会からの香りの配慮に関する通知により、校内で情報共有を図ったところですが、今後、国等の動向にも注視しながら、新たな情報等があれば学校に周知してまいります。

5点目につきましては、これまでも様々な課題に対して、児童生徒一人一人に寄り添い、担任の先生だけではなく、学校全体として丁寧に対応をしてきております。

また、保護者から化学物質過敏症等に関する健康相談があった場合は、医療とも連携し丁寧に対応してまいります。

6点目につきましては、児童生徒の健康状態の把握は、就学時健康診断時における健康に関する調査や毎年4月の家庭環境調査表の作成により行っており、健康面で配慮が必要なことが

あれば記入するようになっております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 9番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。この質問についてはですね、化学物質過敏症に突然発症した町民の方から、一変して生活が変わってしまい困惑している経験から、この香害による過敏症について、誰でもが発症し誰でもが原因をつくっていることを町民の皆さまに理解してもらいたい、協力を呼びかけたいとの相談を受けたものです。この相談によりまして私も、私の近しい人達から、化学物質過敏症についてお話をしたところなんです、そこでですね、香りで具合が悪くなる人や、気分が悪くなる人、その中で、お子さんがアレルギーで通院していたところ、化学物質過敏症ではないかと先生から言われて、今後の生活に不安を感じているお母さんがいらっしゃったところがあります。私がちょっと声をかけただけでも、4人の方たちからお話を聞くことができました。そして、この方たちは、このことは自分の個人人事として捉えておりまして、周囲に嫌な思いをしているっていうことを伝えづらいとおっしゃっている状況です。

この現状をお伝えして、再質問をいたします。過敏症の発症の原因となるものは柔軟剤や合成洗剤、農薬や除草剤、洗剤などの身の周りにある、いわゆる人工的な化学物質全般にわたります。発症のメカニズムは、化学物質の体内への総合的な蓄積が体での処理量を超えた時に、ある日突然発症することです。日常的に接する化学物質の量を少しでも減らしていくことが、直接的な予防策であることを町民皆さまに知っていただき、一人一人が自分を守るためにも、周囲を守るためにも、自分の行動を考えていく流れができるような積極的な啓発が必要だと考えます。また、職員の皆さまには、安心して町の施設を利用し、職員と接することができるよう、職員の基本行動として、個人的に使う柔軟剤や合成洗剤、香水、整髪料等に配慮されるような周知徹底をしていただきたいのですが、答弁の中には、周知をしまりますということだったんですけれども、その辺の、どのような内容について詳しく町民の皆さんへ周知、また、職員の対応をお考えなのか、町長の考えをお伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、このメカニズムがよく分からないところ等々、科学的にまだ解明されてない部分などがあるということでございます。一方で、現に今、議員からご指摘、ご報告いただいたように、何らかの不具合あるいは不快感などをお持ちの方がいらっしゃるということも事実であろうという風に思っております。行政といたしましては自治体といたしましては、あらゆる方が健康的で不快感のない生活を送られるよう努めていくというのが課せられて

いる仕事だと思っております。まず、化学物質過敏症も、でございますし、香害についてでございますけれども、周知につきましては、ホームページまたは広報を通じて、このようなことで困ってる方がいらっしゃいますということ伝えるということについてホームページ、広報等で周知を図らせていただきたいと思います。また、職員につきましては、各会議などを通じて、香害だけではございません。身だしなみを含めて来庁者の方に不快な思いを持たれないよう気をつけるようということは徹底してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。周知、今ホームページとかでっていうお話だったんですけども、結局その化学過敏症になっているっていう事実と、そしてその状況をちゃんと町民の方が理解しないといけないと思うので、通り一遍等の内容で周知をなさっても、町民の方は中々理解しづらいのではないかなという風に思っています。この辺を具体的な内容で、政府の方からですね、ポスターとかそういうものが発行されてはいますけれども、その内容っていうのは、単純に気をつけてくださいね、配慮してくださいねのような、その過敏症たるものがどういうものなのかっていうことが、はっきりと伝わらないような気がしていますので、その辺は町としてももう少し勉強して、深く町民の方に理解できるような方法をとっていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、より細かく丁寧な表示といいますか、ご案内をしていくということはもちろん、ご指摘のようにさせていただきたいと思います。ただ、どこまでの内容かというところでございますけれども、先ほどから申してますとおり、メカニズム発症原因が何であるのか科学的に特定されているのかどうか、その辺りが国からの指針等もまだ示されていない中で、私共が、これが原因物質ですとかっていう、特定につながるということが能力的に無理だということをご理解をいただきたいと思います。ただ、どのようなことで、どういう状況の中で困惑感がある、困っている、不調が出てるということについては、通り一遍ではなくてより伝わりやすい、理解していただきやすい表現は心がけてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) それではですね、2点目の相談窓口についてなんですけれども、この答弁によりますと、相談を受けますという程度のご答弁なんですよね。まず、この香害の過敏症について町民は知らないなので、どういう状況が起きてるかっていうことを分からないので、受け身ではなくて、こういう状況になったらちゃんと相談を受けますよという発信をしっかり

やってほしいかなと思うんですよね。現状で町民の方がどういう状況になったっていうことが分からないところで、先ほどお話しした発症の方もそうなんですけれども、自分が発症したんだけど、これはどういうことなのか分からず、どこに相談しても良いか分からないって言って悩んでいらっしやったっていうことがあるんですね。

ですので、相談は受けてますよ、ではなく、しっかりと町民の方たちに、こういうことになるのであれば、ちゃんと相談を受けるので来てくださいみたいな形で、しっかりと積極的に発信をしていただけないかと思うんですが、どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、これは先ほどの周知のところと関わると思っております。こういうことが香害、化学物質過敏症という症状が起きてます。そのことによって困ってる方がいらっしやいますという、この先ほど申した周知と合わせまして、このような症状が出た方、感じられてる方はこちらの方へご相談くださいということで適切な誘導を図ってまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) はい、それでは質問3点目の方に進めさせていただきたいと思います。先ほどから町長の方から、国の方からというか、その原因となるものが何か今のところ分かっていないと、国からの方の指針も出てきてないというようなお話を受けたのですが、はっきり言ってその因果関係とかがまだ認められていないというか、法的には認めていないことなんですけれども、そのことで国は対策を引き延ばしにしているとしか思えない状況で、そういう中ですね、平成27年度において環境省の調査研究結果では、人口の約7.5%が過敏症対象者であることが報告されています。また、今年9月には、札幌高裁で職場での清掃作業中に、殺菌剤の成分を吸い込んで化学物質過敏症に発症したことを労災で認めただけという判決が出ているということで、これだけ社会問題にはなってきているということで、動いてはきているのですので、国がどうこうではなくって、やっぱり国が動くっていうことはそりゃすごい時間がかかることなんですよね。

なので、町として、まずこの過敏症についてもっと勉強していただいて、ガイドラインっていうと中々、私もちょっとこのガイドラインっていうお言葉を出したのは、ちょっと町長たちには弊害かなという風には思ったんですが、ただ、町として方針というか、こういうことに町は気をつけているんだというような内容で、この過敏症については、やはりどうしても人の集まる場所で発症しやすいので、やはりそうすると、公共施設が一番の原因となるところになるんですよ。ですから、そこにどうやって町が気を使って、配慮をして行うかっていうところ

を表立ってちゃんとしたもので出していただけないかと思うんですね。

で、今年美馬牛中学校が改修をなさっているんですけれども、そこで保護者の方たちの要望があって、その過敏症についての配慮した作業を行っていると聞きました。またですね、美瑛の消防署では、先ほどご紹介しました過敏症に発症した方を救急搬送行っているんですね。その時に救急搬送を行う時に、その方に体にかける毛布で、その方はまた、意識をなくしたっていうことを消防署員はお話を聞いて、そのあと、消防署の方でその毛布を、合成洗剤というか気を使った形で洗剤を使って洗濯をしているっていうお話も聞かせていただきました。ですので、まず町が何をできるかっていうところをお示しをさせていただいて、そうすれば、町民の方も理解しやすいって思うんですよね。その辺をしっかりと、町独自でも良いと思うんですよね。一応環境省なり労働省なり、それなりに過敏症についての制限というか、示されているものはあると思うんですよね、今。なので、やはり独自として、他の全国の市町村の中でも、自分たち、市町村独自のガイドラインを作っている市町村もありますし、指針を出しているところもありますので、深くその辺積極的に行っていただきたいと思うんですが、町長、ご意見を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどから申しておりますけれども、このような症状がある、こういう実態があるということは、しっかりとお伝えをしていきたいと思っております。その中で今ご提示いただきました色々な事例もありますし、町内外の実例もありますので、そういう事例も踏まえながらの内容構成にしてお知らせをさせていただきたいという風に思います。ただ一方で、科学的なところのガイドライン的なものになりますと、美瑛町でこの症状に関する何らかの実験ができる訳でもございませんし、何を根拠にこのことを言えるのかというところを突き詰められると、美瑛町としては科学的データを証明できるだけの何物も持ち合わせていないということになってしまいます。そこにつきましては、国、厚労省等のしっかりしたデータがあれば、そういうことに基づいての発信ガイドラインの作成というものはできるんですけれども、根拠のないものについて、何らかの一定の、規制とまでは言いませんけれども、方針を出していくということについては、現段階では能力的に自治体としてはそこまで今踏み込むことができないということは、ご理解をいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。町長のご説明はよく分かります。しかしながらですね、町民の方が困っていることがあるのであれば、そこをしっかりと受け止めて、どう対処していくかということは町としても考えなければいけないと思いますので、今後、国からの方針とか

が出るのがいつになるのか分かりませんが、やはり町としてのこれから、方針ができなくても、どういうことがやっていますっていうことぐらいでも、町から発信できるように期待をしたいと思います。

それでは、次の質問に変えさせていただきます。教育長の方になりますが、3点になるんですけども、これは今町長とのお話の中って同じことになるんですけども、結局教職員の方で、先生が香水を使っていたということで、学校に通えなかったっていうお子さんがいらっしゃることを聞いておまして、その時にも、やはり親御さんは、先生にどう説明して良いのか分からなかったと。結局その子は不登校という形にもなったっていうところもありまして、やはりですね、今回のこの過敏症について、やはり認知が中々広がっていないところに大きな問題もあったり、先ほどご説明したとおり、こういう風な嫌な思いをしているよっていうことを子ども同士でも話できない、保護者同士でも話ができないという今状況があるので、やはりここは教育委員会から、こういうことがあるんですけどっていうことを、やはり大きく積極的に話をしてもらえないか、周知をしてもらえないか、そして、気をつけてくださいという啓発を積極的にお願したいというところがあります。それとですね、すいません、その辺をまずお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 今の質問にお答えをさせてもらいたいと思います。先ほども答弁させていただきましたが、道教委からの通知に基づきまして、各学校に香りの配慮に関する資料ということでいえば、通知文書をつけまして、児童生徒が健康で快適な学校環境にあるようにということの中で、香りに関しての柔軟剤等のことについての国・道等からの資料に基づいて教職員に周知をしたところです。先ほど高田議員おっしゃられたその香水等々については、ちょっと承知してないところなんですけど、先ほども町長申し上げたとおり、どういう原因で、発症の原因がこの仕組みなどがまだ明らかになっていない。どういう不快感を感じたかとか、色んな、個人個人によってまた不快感の捉え方も違ってくるとは思いますが、町が色んな周知文書、町民向けの色んな周知文書等々を作った段階で、それに合わせた形で、教育委員会でも学校に対してそういう通知をしながら、こういう困り感のある方がいますよということを通知したいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。やはりですね、学校が子ども達がしっかりと勉強しやすい環境をつくるのが大切であることだと思いますので、そこでですね、やはり答弁の中にもありましたけれども、一人一人生徒のことを対応して見ていくという話もありました。なので、

そこで健康状態の報告とかもありますけれども、実態は、親御さんは知らないこともあり、子どもも分からないところがあるので、やはりこういう状況があるのであればっていうような、具体的に保護者の方に示したり、子ども達にも示して、自分がどういう状況なのか、一度考えられると。考えて、ちゃんと報告書に書けられるような状況が必要だと思います。その辺をどう対応なさるのか、再度ご回答お願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 6点目のことになるかと思いますが、子ども達の健康状態の把握で、先ほど答弁させていただきましたように、学校あがる前、就学時検査の前に1回、それから学校に入って学校安全保健法に基づいた、法律に基づいた児童生徒の健康診断、それから合わせて、各学校ではそれ以外に、それぞれの子どもの様子等を把握するために、一応家庭状況調査ということを行っています。それぞれ就学前、それから4月に入っての家庭状況調査、それから健康診断等々の中では、そういうことも含めて困り感があるようなことがあれば、気づくことあれば記入してほしい、申し出てほしいというようなことになっております。この時期に発症というかそういう困り感があるのか、また、それ以降、困り感が出てきて不快に感じることもあるか、色々なケースがあると思います。学校に相談する時期というのは色々あると思います。それであの先ほど申しましたとおり、教職員もそういう、こういういわゆる化学物質過敏症というような、こういうこともありますので、もし聞き取りの中でそういうことがあればというようなことで周知しながら、国と北海道と、また高田議員に国・北海道という言い方するとあれかと思いますが、その中でこれらについて聞き取りをなさいたいというようなそういう通知等があればまた詳しく調査しなければならないかもしれませんが、今の段階では今使っている、色々な調査の中でその辺についても多少触れた中で、困り感がないかどうか、そういう聞き取りもしながら、子ども達の健やかな健康管理について努めていきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。ご答弁ありがとうございます。まずはですね、学校の中で、この香りについて、発信をできるというか個人個人のことでなくって、これはこういうことが嫌なんだっていうことが、子どもでも保護者でも気をつけてほしいみたいなことがスムーズに学校の中で話ができるような状況を教育委員会の方で作っていただきたいのが一番だと私は思っていますので、色々な制度とかあるとは思いますが、そういうような困ってるっていうことを素直に出せれるような環境づくりを、教育委員会の方から学校の方へと検討し合いながら話ができれば良いのかなという風に考えています。教育長どのよう

にお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) それぞれ子ども色んな困り感、悩み等々があって、担任の先生、また養護の先生に相談というのはこの体制、この健康上の問題だけではなく、色んな心の問題等々についても、特に担任の先生が聞いて、それにどう対応するかということで、校内で色々情報を共有しながら今色んな課題に対して色んな相談に対して対応しているところです。このことにつきましては、子どもなり保護者が、どこまでこう学校なり担任の先生に話できるかっていうことが非常に難しいところでの信頼関係が非常に必要なところでもありますので、その辺も含めまして、アンテナを高くしてそういう情報があれば、校内で意見交換なり情報共有しながら、それぞれの個人の色んな思いに配慮しながら学校全体として取り組んでほしいというようなことを今後お話をしていきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番議員の質問を終わります。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

日程第3 議案第1号 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、議案第1号、美瑛町中小企業振興基本条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

栗原商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇)

○商工観光交流課長(栗原行可君) 議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、1頁から3頁になります。条例の制定趣旨につきましては、別冊資料の1頁から2頁までになります。この条例の制定につきましては、町内の中小企業は、地域の雇用と経済を支えており、地域社会の担い手として町民生活の向上に重要な役割を果たしており、本町は、昭和45年に制定した中小企業等振興条例によって、その振興を図ってきたところではありますが、少子高齢化や人口減少、需要の多様化、そして近年は過去に経験したことのない自然災害の発生等、中小企業を取り巻く経済的社会的環境が大きく変化したことにより、現条例では、中小企業が抱える課題に対応できなくなっているところがございます。また、中小企業基本法の改正や小規模企業振興基本法が制定され、自治体の役割が地域の実情に応じた施策の策定及び実施へと見直しがされているところがございます。以上のことから、

町内の中小企業の振興が地域経済の発展に大きく関わり、ひいては町民生活の向上につながるという認識を町、中小企業者等及び町民が共有し、地域社会が一体となって、町内の中小企業を抱えていくという考えの下、社会情勢等変化に対応した中小企業の振興に効果的な施策を総合的に推進する理念条例として、新たに条例を制定するものでございます。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の目的や規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例の制定趣旨によりご説明申し上げますので、別冊資料の1頁をお開き願います。

1の制定の要旨につきましては、冒頭にご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、2の条例制定の概要でございますが、本条例は第1条の目的から施行規程までの全9条で構成されております。それでは順に、ご説明申し上げます。

第1条では目的を、第2条では用語の定義、第3条では基本理念を、第4条から第6条までは、町の責務と中小企業等の努力及び町民への理解と協力について規定をしております。第7条では施策の基本方針を、第8条では町の財政措置について規定し、第9条では委任を規定しております。

附則は施行期日と、美瑛町中小企業等振興条例の廃止と、経過措置について定めております。

資料の説明を終わりました、議案3頁になります。下段から9行目になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以下、第2項と第3項の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第1号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第1号の審議については、産業経済常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続し、継続審査とすることに決定しました。

日程第4 議案第2号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

樫山子ども・子育て支援室長。

（子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇）

○子ども・子育て支援室長（樫山尚代君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は4頁から7頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の3頁から9頁になります。今回の条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が施行され、町内保育所等におきましても、その運用が開始されますことから、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例改正の要旨、概要につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案集の4頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例の一部改正の要旨によりご説明させていただきます。別冊資料の3頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中でご説明しましたとおりですので、ご説明を省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、保育所等では、記録の作成や保管、保護者への説明や同意確認などを書面で行っていますが、業務効率化を目的としたシステム導入を進めていることから、書面による対応に加え、電磁的方法による対応も可能とする条例の改正を行うものです。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行となります。

なお、資料4頁からの新旧対照表は説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いします。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第3号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案につきましては8頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては別冊資料の10頁から11頁になります。今回の条例改正につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)が令和2年4月1日より施行され、試行運用期間を経て、令和3年10月からオンライン資格確認等のシステムを本格運用となるため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の10頁の改正の要旨より説明させていただきます。

1の改正の要旨は、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正の概要でございますが、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードを健康保険証として利用する改正法は、令和2年4月1日より施行となり、電子資格確認の実質的な運用は令和3年3月末から開始を予定していましたが、国の試行運用期間中の不具合で延期になり、令和3年10月20日から本格運用の開始が公表されたことから、個人番号カードによる確認を可能とする条例の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日からとします。

新旧対照表につきましては、11頁になりますのでご参照願います。

以上、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。この条文の中にですね、第7条、電子資格確認という文言があります。これは、ご説明によりますと、マイナンバー制度による本人確認とお聞きしました。コンピューターによるですね、データ確認、データ管理っていうのは非常に便利です。しかし、その反面、データの漏えい、そして悪用など、大きな弱点を抱えているのは、ご存知だと思います。これまでですね、国や自治体、あるいは企業、あるいは銀行、カード会社などから幾つかのデータの漏えいが報道されてきました。そのような現状、これをどのようにご認識か伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） はい、ご質問の回答をさせていただきます。今回のご提案させていただくものにつきましては、マイナンバーカード、こちらの方が保険証の代わりとなりますよという法律に基づきましてですね、美瑛町の方でも条例の中の改正をさせていただいているものでございます。データの漏えい等々につきましてはですね、国等のシステムの中でのマイナンバーカードでございます。その中で漏えい等々の話ご懸念されてる部分っていうのはあるかとは思いますが、あくまでも国の制度の中での運用、こちらについての条例の改正とさせていただきます。よろしくお願いいたしますと考えてございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） これはですね、これからこのマイナンバー制度が本格的に運用されていく訳ですけども、しかし、これはですね、国との大きなこのシステムの中で動いていく訳ですね。マイコンというのは1980年の頃、ワンボードマイコンというのができました。今から言えば、おもちゃみたいものなんですね。しかし、2000年以降、急激に発達してきました。情報化社会と言われておりますけどもね、効率化のためにこれをやるということですけども、その裏には必ずリスクがある訳です。現在これまで、書類による確認を行われてきました。これ非効率じゃないかなという意見は、それはそうでしょう。しかしですね、この非効率そのものがリスクを防ぐ手段になってる訳です。このことは、やはり考え直さなくちゃいけないですね。ローテクには、やはりローテクなりの有効性がある訳ですよ。そのこともやっぱり念頭

に入れて総合的に判断すべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。当然こちらの方、リスク等そのバランスを考えながら国の方で設定させていただいた制度だと思えます。現状で保険制度の中の保険証ないしマイナンバーカードの立てつけにつきましては、多くの、これから先、デジタル化についての方針の中での位置づけとされてると思えますので、それを踏まえながら、私共の方でも法律に基づいて運用させていただきたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。日本ばかりではありませんけどもね、美瑛も含めて世界中どこに行ってもですね、どんな田舎に行っても今現在、コンピューターっていうのは回線がつながっております。ハッカーというのはですね、悪意の持つ、もちろんハッカーですから悪意なんですけども、セキュリティシステムがある訳ですけども色々なシステムを作り上げていますけども、それを迂回するんですよ、そのシステムを。存在があってもその裏に回ってデータを盗んでくるんですね。しかも、盗まれる、ハックされるということをね、これは分からないんですね。私たちが想像する以上にですね、こういうハッカー集団というのは、個人的なハッカーの他に、組織で動いてるハッカーがたくさんいるんです。各国のこのスパイ組織ですね。そういうことも含めますとね、やっぱりこのマイナンバーカードの運用は、私は中止すべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 繰り返しになりますが、国の制度、その実施に伴う条例の改正として実施させていただきたいと考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

ます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第4号、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては9頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料12頁から13頁となります。今回の条例改正につきましては、先ほど提案させていただきましたと同様に、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになったことを踏まえて、改定させていただくものでございます。医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)が令和2年4月1日より施行され、試行運用期間中を経て、令和3年10月からオンライン資格確認等システムの本格運用となるため、本条例を一応改正するものです。

最初に議案を朗読させていただきます。その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料12頁の条例の改正の要旨より説明させていただきます。

1の改正の要旨は先ほど説明させていただきますので、省略させていただきます。

2の改正の概要でございますが、先ほど提案させていただきました内容と同じになってございますが、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードを健康保険証として利用する改正法は、令和2年4月1日施行となり、電子資格確認の実質的な運用は令和3年3月末からの開始を予定していましたが、国の試行運用期間中の不具合の延期により、令和3年10月20日から本格運用の開始が公表されたことから、個人番号カードによる確認を可能とする条例の改正を行うものです。

施行期日は公布の日からいたします。

新旧対照表につきましては13頁になりますので、ご参照お願いいたします。

以上、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第5号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集10頁から16頁になります。今回の専決処分につきましては、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第5号）について、令和3年12月8日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては、18歳以下、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給する事業の追加です。歳入、歳出それぞれ5,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ102億330万円とするものです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。歳出からご説明いたします。議案集15頁になります。

歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額5,790万円の

追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業実施に要する人件費及び消耗品、役務費並びに受給対象者に対する一人当たり5万円の交付金の追加補正です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の13頁にお戻り願います。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額8,000円の追加です。財源調整に伴う普通交付税の追加補正です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額5,789万2,000円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業実施に係る補助金の追加補正です。

12頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略いたします。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員）　これから質疑を行います。議案集の15頁及び16頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の13頁及び14頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の10頁から12頁まで。議案第5号本文と令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第5号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は承認することに決定しました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時52分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第11号、美瑛町名誉町民の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、議案第11号、美瑛町名誉町民の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集は58頁になります。美瑛町名誉町民の推薦に当たりましては、令和3年第4回定例会において、名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について議会の皆さまの同意をいただき、去る12月6日に審議会を開催し、故竹内英順氏の名誉町民への推薦について、審議会による諮問の結果、推薦の決定をいただきましたので、この度、名誉町民の決定について、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

故竹内様におかれましては、平成7年4月に35歳の若さで、北海道議会議員に初当選を果たし、以来7期26年と3か月に亘って、北海道と本町の発展、振興にご尽力をされ、数々のご功績を残されました。そのご功績から旭日小綬章、また北海道社会貢献賞などを受賞されているところでございます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論ですが、省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第11号の件を採決します。議案第11号、美瑛町名誉町民の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 9、議案第 6 号、令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）
についての件、日程第 10、議案第 7 号、令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）についての件及び日程第 11、議案第 8 号、令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正
予算（第 2 号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めま
す。はじめに、議案第 6 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第 6 号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集 17 頁
から 31 頁までになります。今回の補正予算につきましては、バス路線維持に対する地域間幹
線バス路線運行支援事業の追加、名誉町民事業の追加、障害者自立支援給付費及び障害児施設
措置費の追加、干ばつ被害に対する農業被害対策緊急支援事業の追加、コロナ対策に係る飲食
店緊急事態措置支援金の追加、物価高騰に対する生活支援事業の追加、丘のまちびえいまちづ
くり基金積立金の追加などです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容のご説明を
いたします。

（議案の朗読を省略する）

歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたし
ます。議案集は 22 頁になります。

歳出、第 1 款議会費、第 1 項議会費、補正額 200 万 8,000 円の減額です。説明欄（1）
議会運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止による旅費及び会議負担金 205 万
2,000 円の減額です。説明欄（2）議会報発行事業は、発行頁数の増加に伴う印刷製本費
4 万 4,000 円の追加です。説明欄（3）地域課題共有事業は、支出科目変更に伴う謝礼及
び費用弁償の減額と委託料の追加です。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 2 目一般管理費、補正額 159 万 5,000 円の追加
です。一般管理事業に係る郵便料の追加です。

第 7 目地域振興費、補正額 620 万 7,000 円の追加です。説明欄（1）地域振興奨励補
助等事業は、申請件数の増に伴う補助金の追加 31 万 9,000 円です。説明欄（2）景観づ

くり推進事業は、ガーデニング教室の中止に伴う減で11万2,000円の減額です。備考欄(3)地域間幹線バス路線運行支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の減少など、大きな影響を受けている地域間幹線バスに対する運行継続に向けた支援金の600万円の追加です。

第10目火山情報センター費、補正額31万1,000円の追加です。原油高騰による火山情報センターの燃料費の追加でございます。

第13目諸費、補正額1,831万円の追加です。説明欄(1)名誉町民事業は、名誉町民の称号贈呈に係る経費の追加が127万7,000円でございます。説明欄(2)まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の寄附件数増に伴う補正で1,703万3,000円の追加です。

議案集24頁になります。第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額10万9,000円の追加です。令和2年度徴収実績割精算に伴う、上川広域滞納整理機構負担金の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額207万4,000円の追加です。説明欄(1)緊急通報システム運営事業は、システム設置台数の増加による補正で2万8,000円の追加です。説明欄(2)介護サービス利用料軽減助成事業は、サービス利用者の増加による補正で195万円の追加です。説明欄(3)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業は、訪問看護事業利用者の増に伴う助成金の増で9万6,000円の追加です。

第3目障害者福祉費、補正額1億3,228万2,000円の追加です。説明欄(1)障害者自立支援給付費は、障害福祉サービスの利用者増に伴う扶助費の増で1億400万円の追加です。説明欄(2)障害児施設措置費は、放課後等デイサービスの利用増に伴う扶助費の増で2,804万2,000円の追加です。説明欄(3)地域生活支援事業は、日常生活用具、ストーマ用装具使用者増に伴う扶助費の増で24万円の追加です。

第5目いきいきセンター費、補正額12万円の追加です。施設燃料費の追加です。

第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額110万9,000円の追加です。保育センター燃料費の追加です。

第5目児童館費、補正額28万2,000円の追加です。児童館に係る燃料費及び光熱水費増による追加です。

議案集26頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額157万6,000円の追加です。備考欄(1)健康管理システム事業は、システム改修に係る委託料の補正で140万円の追加です。備考欄(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種予診票、接種済証、印刷費の補正17万6,000円の追加です。

第6目環境衛生費、補正額66万1,000円の減額です。前年度実績確定に伴い、負担割合が確定したことによる減額です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額91万4,000円の追加です。前年度実績確定に伴う負担割合が確定したことによる追加です。

第3目し尿処理費、補正額160万8,000円の追加です。浄化センター重油代の増加による燃料費の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額9,709万円の追加です。説明欄(1)中山間地域等直接支払制度交付金事業は、交付金対象面積確定による補助金の増、69万6,000円の追加です。説明欄(2)農業被害対策緊急支援事業は、干ばつによる農業被害に対して、農業者支援対策として実施する肥料購入、種子、種苗購入費用にかかる次期作支援事業9,639万4,000円の追加です。

第3目畜産業費、補正額450万円の追加です。飼料確保のために実施した追肥・刈取作業に係る指定管理委託料の追加でございます。

第3項林業費、第1目林業費、補正額24万円の減額です。新型コロナウイルス感染拡大防止により事業を中止したことによる減額です。

第2目町有林管理費、補正額124万6,000円の減額です。説明欄(1)町有林管理事業は、公用車燃料費の追加です。説明欄(2)森林環境保全整備事業は、事業費確定により128万4,000円の減額です。

議案集28頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額8,440万円の追加です。備考欄(1)電子地域通貨運営事業は、原油等物価高騰に対する生活支援事業として、非課税世帯等に対するの支援、行政ポイント7,040万円の追加です。備考欄(2)美瑛町飲食店緊急事態措置支援金は、緊急事態措置協力支援金の対象にならなかった飲食店への助成金1店舗20万円、70店舗分1,400万円の追加です。

第3目観光費、補正額76万9,000円の追加です。備考欄(1)から(5)までの小事業について、燃料単価及び電気料単価上昇に伴う燃料費及び光熱水費の追加補正です。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額24万7,000円の追加です。地域人材育成研修施設の浄化槽放流ポンプ修繕料の追加です。

第3目町民センター費、補正額37万5,000円の減額です。エアコン改修工事業費確定による減額です。

第7目保健体育施設費、補正額1,004万円の減額です。スポーツセンター屋根補修費などの事業費確定による減額です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1,753万5,000円の減額です。大雪消防組合負担金の令和2年度繰越金の精算及び人事異動に伴う人件費調整、中止となった事業費の精算による減額でございます。

議案集30頁になります。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額

884万2,000円の追加です。備考欄(1)小学校管理運営事業は、燃料単価及び電気料単価の増加に伴う追加及び美瑛小学校暗幕用レール修繕料で834万2,000円の追加です。備考欄(2)学校保健特別対策事業は、補助上限額の増に伴うコロナ対策用品購入費で50万円の追加です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額503万8,000円の追加です。備考欄(1)中学校管理運営事業は、燃料単価及び電気料単価の増加に伴う追加及び美馬牛中学校玄関ドア修繕料で483万8,000円の追加です。備考欄(2)学校保健特別対策事業は、補助上限額の増に伴うコロナ対策用品購入費で20万円の追加です。

第4項社会教育費、第2目公民館費、補正額100万円の減額です。コロナウイルス感染症拡大防止に係る出会いふれあい祭り事業中止による皆減でございます。

第3目図書館費、補正額5万円の追加です。読書通帳達成者の増に伴う記念品に係る経費の追加です。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額27万5,000円の追加です。平成22年借入臨時財政対策債利率見直しに伴う元金の追加です。

第2目利子、補正額60万円の減額です。平成22年借入臨時財政対策債利率見直しに伴う利子の減額補正でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額5,199万7,000円の追加です。9月補正以降のまちづくり寄附金4,385件分、5,199万7,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集は20頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額2,516万4000円の追加です。財源調整による普通交付税の追加です。財源留保額は4,768万2,000円です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額6,600万円の追加です。社会福祉費負担金の説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は障害サービス利用増に伴う等で5,200万円の追加です。説明欄2の障害児施設措置費負担金は、放課後等デイサービスの利用者の増加に伴う1,400万円の追加です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額3,521万3,000円の追加です。令和2年度繰越第2次交付限度額分2,281万9,000円、事業者支援交付金分1,239万4,000円の追加補正です。

第2目民生費補助金、補正額12万円の追加です。地域生活支援事業費追加補正に伴う補助金の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額78万6,000円の追加です。健康管理システム改修に係る補助金61万円及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票、接種済証印刷にかかる補

助金17万6,000円の追加です。

第5目教育費補助金、補正額35万円の追加です。学校保健事業に係る新型コロナウイルス感染拡大防止に係る小中学校に係る消耗品購入費の補助上限引上げに伴う追加です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額23万5,000円の追加です。火山砂防情報センター燃料費追加に係る委託金の追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額3,300万円の追加です。社会福祉費負担金、説明欄の障害者自立支援給付費等負担金は障害サービス利用増に伴う増で、2,600万円の追加でございます。説明欄2の障害児施設措置費負担金は、放課後等デイサービスの利用者の増加に伴う増で700万円の追加です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額6万円の追加です。地域生活支援事業費追加に伴う補助金の追加補正です。

第4目農林水産業費補助金、補正額52万2,000円の追加です。交付金対象面積確定に伴う追加です。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額445万1,000円の追加です。害虫被害森林の再生林に伴う搬出材売払いなどの流木売払収入の追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額5,199万7,000円の追加です。まちづくり寄附金4,385件分の追加です。まちづくり寄附金は、11月25日現在で7,453件、1億177万1,000円であります。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額7,000万円の追加です。説明欄1、福祉基金繰入金は、物価高騰に対する生活支援事業実施に係る基金繰入金7,000万円の追加です。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額9,810万2,000円の追加です。説明欄1の町有建物災害共済金は、スポーツセンター被災に係る災害共済金確定に伴う189万8,000円の減額補正です。説明欄2の北海道市町村備荒資金組合超過納付金は、本年度干ばつ被害に対する農業者支援に対する財源としての納付金取崩分1億円の追加です。

議案集18頁、19頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は32頁から37頁になります。今回の補正は、公設汚水柵の設置箇所確定に伴う工事請

負費の追加と、当該増額分に係る繰越金の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は32頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は36頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第2項事業費、補正額209万円の追加です。公設汚水枘設置箇所確定に伴う工事請負費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は34頁になります。

歳入、第5款繰越金、第1項繰越金、補正額209万円の追加です。工事請負費の追加に伴う財源調整による繰越金の追加です。

33頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は38頁から40頁です。今回の補正につきましては、新型コロナウイルスに対応した医療機関への補助金交付による収入の追加と、その補助金を利用した支出の追加をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。議案集は39頁です。

はじめに、収益的収入です。第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第6目国庫補助金、補正額24万5,000円の追加。新型コロナウイルス感染症対策等に係る補助金です。

第7目道補助金、補正額1,192万9,000円の追加。新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種分の補助金です。

次に、収益的支出です。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、補正額56万円の追加。新型コロナウイルス感染症対策に基づく修繕費です。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。議案集は40頁です。

はじめに、資本的収入です。第1款資本的収入、第4項道補助金、第1目道補助金、補正額478万5,000円の追加。新型コロナウイルス感染症対策備品購入に係る補助金です。

次に、資本的支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額

478万5,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策における抗原検査と測定機器購入費の追加です。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について、総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。頁26。

○議長（佐藤晴観議員） 総括質疑だよ。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第6号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の22頁から25頁。はじめに、令和3年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の24頁及び25頁。第3款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の26頁及び27頁。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、中村です。4款1項3目、予防費について伺います。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の印刷費の経費と伺いました。ワクチン接種はですね、この5月から始まった訳ですけども、7か月が経過しました。そこで、この7か月の間にですね、接種後の状況が大きく変わりつつあると私は感じております。それはですね、当初からその効果については期待しておりましたけども、これまでにですね、心筋炎などによる死亡の副作用、これが様々に報じられております。この他にもたくさんあるんですけどもね。今回です

ね、この予算が計上された訳ですけども、一つお聞きします。コロナワクチンのこうした副作用、色んな情報が流れておりますけども、町はですね公正な立場で広く情報を収集しているのかどうか、この点について伺います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時32分）

再開宣告（午後 1時32分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） お答えさせていただきます。副反応、こちらの方につきましては、当初より1回目、2回目の重さが違う、あとは薬によっても違うという等のワクチンによる副反応、それと、あと町内におきましても、副反応1回目、2回目打った段階で接種会場より色々なお話伺ってございます。その中で、あと今ご質問にありました国内全域でのものといえますと、厚生労働省で公表されていますホームページ等からの結果等は確認させていただいてるところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） ワクチンについてですね、世界中では様々な医療関係者から発言があります。この中でですね、2人の人物、これは世界的な人物ですよ、日本ではないんですけどもね、1人目はですね、アメリカのファイザー社ですね、今接種しているワクチンの製造元です。この元副社長、マイケル・イードンという方がおります。それからもう1人は、ワクチン開発のトップ、ギアート・バンデン・ボッシュ博士、この方はですね、ビル&メリンダ財団の人なんです。このビル&メリンダ財団っていうのはですね、マイクロソフトのビル・ゲイツ、このご夫婦がつくった財団なんです。この財団のワクチン部の上級プログラム局長、これがギアート・バンデン・ボッシュです。この方がですね、どういう発言をしてるか、これは重要だと思いますよ。ご存知ですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） はい、勉強不足のためその方ですね、お話等々はちょっと認識させていただいてございません。申し訳ございません。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、端的に申しますとね、このお2人共、別々なサイトからですね、

当然、組織が違いますから、接種は危険であると警告してるんですね。その理由はですね、ワクチン接種は人間本来の免疫を抑圧すると。接種はですね新たな変異体をつくっていくと、その変異体ウイルスに対してワクチンに対応できないと言ってるんですよ。そして、だから接種は新たなパンデミック、つまり世界的大流行を起こしていると、こういう風に発言しているんですね。直ちに中止せよと警告してるんですね。日本国内もね、随分変わってきました。この6月にですね全国の医師450名、これが国に対してですね、ワクチンの接種中止を要請しました。最近ですとね、今月5日に、北海道の医師14名が、接種は即時中止すべきだと北海道に要請してるんですね。どうでしょうか、私はここでワクチン接種を中止すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 答弁させていただきます。私共のところではですね、基本的に国の予防接種法上に基づきましてですね、事業執行してございます。この中で、美瑛町の責務としてですね、接種を執行してかなきゃならないという位置づけのもとで事業を進めさせていただいているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の28頁及び29頁。第7款商工費及び第9款消防費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の30頁及び31頁。第10款教育費から第12款諸支出金までについて質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の20頁及び21頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。20款5項4目、雑入、第2節の雑入、説明欄2番の北海道市町村備荒資金組合超過納付金、1億円の取崩しについて伺います。本当に干ばつ被害に対しての迅速な対応ということでですね、必要十分な支援をお願いしたいということで、私もこの支援については賛同いたします。この中で、備荒資金のですね残高につい

て、直近でいうと恐らく普通納付金が1億2,600万円ぐらいですか、あと超過の9億8,100万円、そのうち取崩されるということなので、残高としては8億8,100万円ぐらいになるのかなど。それで、こちらやっぱりあの従前より利回りと言いますか利率が高いということで、それで運用すると、年間何%か分からないんですけど、まずその運用のですね、実績と言いますか利率、どの程度で運用と言いますか預けられてきたのか、ちょっとまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 昨年度の備荒資金組合の超過納付金の配当金につきましては257万6,000円となっておりますので、単純に率で申し上げますと約0.25%程度なのかなという風に理解しております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。超過納付金があつて普通納付金、その利率でいいますと今0.25%ですから、市中の銀行の金利と比べると250倍ですかね、かなり高いと、そのような認識でいるんですけれども。町の方では基金は色々ありまして、例えば財政調整基金5億5,200万円っていうのは昨日ちょっと話しさせてもらってるんですけども、迅速に対応するのでこの備荒資金を取崩すということで、やっぱり家計を考えた時にそうかもしれないんですけれども、例えば高い率の定期預金があつたら、それは置いとくと。そして安い金利の必要金から下ろすと、そういうのが考え方としてはできるかと思うんですけれども、財政調整基金をですね、こちら恐らく金利でいうと、銀行に預けてたら0.001%とか、もう少し高いのかもしれないんですけれども、金利差、利ざやがあると思うんですよ。その借金に高いその0.25%の方から取崩してしまうと、やはりこう町民感覚からっていいですか家計、私も色々こう家計やりくりするんですけども、その時にちょっともったいないかなっていう感じがします。それで、なぜその備荒資金かっていうことで言ったら、そういう目的があつての取崩しということは分かるんですけれども、財政調整基金の利率が、例えば0.001%としたら、そちらの方をですね、取崩しての対応というのはできなかったのかどうか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 今、議員がおっしゃったとおりなんですけれども、基本的に基金の積立てにつきましては全て目的を持ってございますので、その目的に沿った形で今回も取崩しをさせていただいたというような補正予算の編成をさせていただきました。ですので、今おっ

しゃられた金利の有利な形での運用というのであれば、基金残高全てをですね、かなりこうリスクの低い、投資といいますか、そういった運用を図るようなことも検討可能なのかなと思いますけれども、利率だけではなくですね、ある程度の基金を保有した中で、有事の時にもすぐに対応できるような、目的に合った取崩しの仕方をできるような形の財政運営を行っておりますので、そのようなことで答弁させていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。ただ、備荒資金もともと減債基金から備荒資金に入ってるってことがあるので、議会に提案して、もし財政調整基金から取崩しってことで提案を受けてもですね、私はそれは何て言うか、提案されたら恐らく大丈夫だったんじゃないのかなっていう気もするんですね。ただ、目的の中で財政調整基金の設立の条例っていうか、そういうのあるかと思うんですけども、その中で、非常時に対して取崩しはできないものだったのかどうか、その辺りについての認識を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 財政調整基金につきましては、基本的には当初予算、財政不足に対する財源不足に対する措置というような認識を持っておりまして、今回につきましては、備荒資金の支消の目的にも沿った形で、備荒資金組合からの納付金を充当させていただいてるということもありますので、近々に財政的にかなり逼迫したような状況であって、基金を取り崩すのであれば財政調整基金というような選択肢もあったのかなと思いますけれども、今回につきましては、干ばつ被害に対する災害に対する支援というようなことで、この納付金を使わせていただいたというような状況でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の17頁から19頁まで。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の32頁から37頁まで。令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の38頁から40頁まで。令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第8号についての質疑を終わります。

以上で、議案第6号から議案第8号までの3案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

これから日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、議案第12号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第

7号) についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○**総務課長(今瀧 毅君)** 議案第12号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集59頁から64頁になります。今回の補正予算につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業について、先行給付を年内に現金5万円支給を実施し、来年春にクーポンによる5万円分の配布、合計10万円の支給を予定しておりましたが、国の方針が変更され、年内及び現金給付による10万円の現金一括支給が可能となったことから、それに要する交付金及び事務費を追加補正するものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。はじめに歳出からご説明いたします。議案集63頁になります。

歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額5,680万円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業実施に要する人件費及び消耗品費、役務費並びに交付金の追加補正です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の61頁にお戻り願います。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額5,680万円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業実施に係る補助金の追加補正です。

60頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略いたします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。追加議案集の63頁及び64頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、追加議案集の61頁及び62頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、追加議案集の59頁及び60頁。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)の条

文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 定住自立圏形成協定の廃止について

日程第14 議案第10号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第9号、定住自立圏形成協定の廃止についての件及び日程第14、議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課 新村 猛君 登壇)

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 議案第9号、定住自立圏形成協定の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集は41頁になります。上川中部定住自立圏は、平成22年度に形成され、本町においては、平成25年度に中心市である旭川市と協定を締結し、これまで1市8町により、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進するため、取り組みを進めてまいりました。一方、国においては、人口減少、少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、平成26年度から連携中枢都市圏構想を推進しているところです。上川中部圏域においても、持続可能な地域づくりを進めるため、圏域全体の経済成長が必要であることから、持続可能な経済圏を構築するため、定住自立圏を形成する1市8町と連携した連携中枢都市圏への移行に当たり、令和4年3月31日をもって協定を廃止するため、美瑛町議会の議決すべ

き事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集は42頁になります。連携中枢都市圏は、人口減少、少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにする目的で、平成26年度に創設された新たな広域連携の制度であり、これまで中心市である旭川市と近隣の8町が圏域形成について協議したところであります。この度、連携協約の内容がまとまり、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を、旭川市と締結するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、44頁から57頁までの別表(第3条関係)は、連携する取組の内容等になります。

まず、1、圏域全体の経済成長のけん引の分野では、(1)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成として、地域の強みを生かした産業振興、(2)戦略的な観光施策として、広域観光のネットワーク化、(3)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策として、就業マッチング促進事業及びICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化の取組であります。

次に、2、高次の都市機能の集積・強化の分野では、(1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築として、地域公共交通確保維持改善事業、旭川空港の利用拡大、鉄道の利用促進及び北海道新幹線の旭川延伸の取組であります。

次に、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の分野では、(1)生活機能の強化に係る政策分野のア地域医療として、二次救急医療の連携及び小児二次救急医療の連携。イ福祉として、子育て支援体制の充実、子育て支援員の養成、無料法律相談事業、成年後見制度の利用支援体制の充実、手話奉仕員・手話通訳者の養成及び要約筆記者の養成。ウ教育・文化・スポーツとして、多様な生涯学習機会の拡充、不登校児童生徒の受入機関の共同利用、図書館相互のネットワーク化及び科学館における科学の普及活動。エ地域振興として、キャンプ場のネットワーク化。オ災害対策として、防災体制の整備。カ環境として、し尿等処理施設の広域的利活用及び動物の愛護及び管理の取組であります。(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策

分野のア地域内外の住民との交流・移住促進として、移住定住の促進及びふるさと納税による情報発信。イその他、結びつきやネットワークの強化に係る連携として、公共施設の相互利用の促進の取組であります。(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野のア圏域内市町村の職員等の交流として、職員の相互人事交流の取組であります。

以上、連携する28事業の取組であります。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案集の41頁、はじめに、議案第9号、定住自立圏形成協定の廃止について、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、質疑を行います。議案集の42頁及び43頁。議案第10号本文及び連携協約について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の中身といいますか考え方なんですけれども、こちらの連携、ビジョンがまだ出ていないと、ビジョン後でできてくる、そして連携の中身については懇談会も開催され、美瑛町からは、まちづくりの委員の方が参加して、色々各町から色々そういう代表者が出て、説明があったということで、中身については、定住自立圏の連携協定プラス11というようなことでですね、新しい事業が追加になっているんですけれども、私以前、一般質問で町長に伺ったことと、昨日もちょっと連携中枢都市圏構想については触れさせていただいたんですけれども、やはりこちらの目的の中で、住民の暮らし全体を支える、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とするということで、やはり今後、この連携がスタートして、町民の方からですね、こういうことやってはどうか、そういうようなことが希望なり、そういう要望なりが出てくるような気がするんですよ。

最近、旭川の、そのヒグマが出没した事例ございましたけれども、あの時に、旭川のそういう有識者の方もそうなんですけれども、やはり圏域で、ヒグマの方ですね、そういう捕捉といますか、その管理といますか出現、あと対応を含めてですね、そういうことができないだろうかっていうそういう要望もあって旭川市の方でも何か色々検討がスタートしてるような話も聞こえてきてはいるんですけれども、新しいその事業について、例えばこういうのをやってもらいたいとかっていうことがあったとしたら、それはどのようなスキームというか手順でそういうことが実現されるのか、その中身についてちょっと、これからの話で申し訳ないです

けどもね、分かっている範囲でお答えいただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい、今町民の方々のそういった要望をどのように酌み取ってこの連携に生かしていくのかという趣旨だという風に理解をしておりますが、具体的なスキームについては、今までの流れ、それから今後ビジョンが示され、具体的にこの連携事業がスタートしていく中で、それぞれ旭川市の方と協議を詰めていきたいという風には思っておりますが、当町の場合一つ、町民提案事業を毎年行っております。そういった中でご意見を頂いた中で、これは連携事業で生かせるなといったようなものがあればですね、まず、担当レベルで旭川市と協議を進め、それが年に数回ですね、担当課長が集まる会議がございますので、その中で議題とし、そういった提案をですね実現できるように進めてまいりたいという風に思っております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、44頁から46頁まで。別表第3条関係の1、圏域全体の経済成長のけん引について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、46頁から48頁まで。2、高次の都市機能の集積・強化について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 11番議員とちょっとね、連携するかもしれませんが、この連携中枢都市圏形成の連携協定につきましては、色々その機微なものが含まれておりますので、私は慎重論でちょっと述べさせていただきますが、北海道新幹線の旭川延伸、この文言の中では、いわゆる地域の機運醸成を資する取組を行うと、要するに外堀を埋めていって、何て言うんですか、誘致の促進をするという風に私はそういう風に受け止めておるんですが、実は、美瑛町については美瑛、中富良野、上富良野、富良野と富良野線、在来線を持っておりますので、これをどうするかという問題が旭川新幹線イコールその副作用としての在来線が反故にされるんじゃないかと非常に心配しております。

そういうことで、基本的には旭川・富良野間、この鉄道を守るというところは、私は大前提に立つべきだと考えておりますので、この辺については特に慎重にお願いしたいと思っております。併せて、今北海道なんかもこうきておりますけど、在来線がどんどん崩されて、バスに

転換するというようなこともありますので、やはり地域の足を守る、そのような視点に立って、それぞれまた旭川延伸に各地域調査、役立てていただきたいという考えでございますので、その辺、事務局としての考えがあれば質問をお願いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい、北海道新幹線の延伸、それからJR富良野線の存続、維持という視点かという風に思っておりますが、まず、当然、今、野村議員言われるようにですね、この旭川・富良野間の富良野線の維持、存続というのは非常に重要な課題だという風に思っております。特に、このですねコロナの影響によってですね、かなり利用者も落ち込んでいるという状況が続いております。一方で、そういった富良野線の維持はですね、地域住民の方の移動手段としては大変重要なものであるという風に思っております。要は、必要不可欠なものであるという風に思っておりますので、こういった今、昨今の利用者が減少する中にあってもそういった維持ということで、まずは取り組んでいきたいという風に思っております。将来的に北海道新幹線の関連ということも出てくるとは思うんですけども、もちろん旭川市まで延線、延伸がされたといった場合に、そこから先の交通網の確保という点でもですね、JR富良野線のですね活用というのは、大きな可能性も逆にあるのかなという風に思っておりますので、そういった視点で今後もですね、取り組んでいきたいという風に思っています。

なお、来年度からですね、地域公共交通の課題ということで今ですね、広域交通計画の策定を来年度から進めてまいります。これについては北海道、道がですね主体となって計画を進めていくということになるんですが、そういった中でも、この圏域、あるいは地域全体で、地域の公共交通のですね様々な課題をどう解決していくのかという議論になっていくという風に思っていますので、次年度からそういった計画の策定が始まっていくということ、それから、その地域の交通体系のあり方について議論をし、維持、発展につなげていきたいという風に思っております。

○議長(佐藤晴観議員) 他に質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。高次の都市機能の集積・強化の項目ですけども、私はね、連携協定の事業は概ね、目標は期待したいと思っておりますけども、ここはね、具体的な対策については触れられておりませんが、しかし、概ねですね、100%とは言いませんけども、概ね期待したいと思っております。しかしですね、一つ異質なものがこの中に含まれていると。異質なものというのはですね、やはり北海道新幹線の延伸ですね、延伸目標。これはね、どうしたものかなと感じております。現在この北海道新幹線新青森・新函館間、こ

これは2016年に開設して5年が経ちましたね。しかし、毎年、大赤字なんです。ご存知だと思うんですけどもね。これはコロナ禍以前の2017年から一昨年までの3年間、この3年間見ても毎年100億円の赤字なんですよ。ですから、今、札幌まで延伸工事があって、2030年に完成とされていますけども、経営は非常に厳しいと見られていることはご存知だと思います。どのような認識でしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい、今議員がご指摘のとおりJR北海道ですね、非常に経営状況厳しいといったような状況が続いております。先ほど、野村議員のご質問に対してのご答弁させていただいた中でも触れたんですが、来年度から地域交通のあり方について、圏域としての考え方、計画に向けて整備をしていくといった段階になっておりますので、そういった中でも、そういった北海新幹線の旭川延伸ですね、そういった議論にも当然踏み込んでいくものという風に思っていますので、圏域全体でそのあり方については、議論していくということになるかという風に思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 旭川延伸をですね、後押しするということになる訳ですよ。期成会ですからね、当然、それが目的ですからね。そうしますとね、建設費の負担が生じてくるのではないかなと思うんです。これまでもJRは、近隣の利便性を得る市町村には、これ自治体には建設費の負担を求めてきました。ですけどね、この場合は、この辺の1市8町ですね、これが完成後にですね、経営赤字となれば、建設費だけではなくてですね、その一部を負担することになるのではないかと。これは先の先ですから、心配ご無用と言うかもしれませんが、その点についてはどのようなご認識ですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 北海道新幹線旭川延伸でのご質問でございます。この連携中枢都市とリンクはしておりますけれども、この連携中枢都市圏の締結、今ご提案しているその以前に、期成会がもう既に発足しております。期成会ですので、旭川までの延伸を求めようということで、周辺自治体首長揃って一致しているところではありますけれども、でも実はその中の議論では、先ほど野村議員からご指摘もいただいたとおり、果たして本当に旭川に延伸することが地域の経済効果にとってプラスになるのかという声もあります。それは延伸が反対だという訳ではないですけども、慎重な議論をした上で誘致を進めていこうという立場で、今、期成会は動いているようなところでございます。期成会の中では、この期成会、旭川中心のところでございます。

すけれども、当然に空知の自治体の方々の意向も踏まえていかなければならないという議論も既に出ているところでございまして、目標としては、旭川誘致して経済を発展させていこうというところの枠組みで動き始めておりますけれども、果たしてそのことによるマイナスの効果を今後どのように図っていくのかということも両面合わせて、今、議論を進めているところですので、議員ご指摘のような不安要素、マイナス要素というものも、これからの期成会の中心とした議論の中で話し合う中で、トータルとして考えていくものになるという風に見ております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。もうそもそもですね、まだ札幌まで延伸が完成してない段階でね、これ10年先ですよ。完成した後としてもですね、完成した後の経営がどうなるかが判断がつかないという。JR北海道自体がですね、その後、旭川まで延伸するかという、これはね重大な判断がいる訳です。恐らく、JR北海道はそのようなそういう判断をしないと思うんですね。ですからね、この旭川延伸をね、この事業目標に掲げるというのは、やっぱり軽率ではないかなと思うんです。やっぱりもっと時間をとってじっくり観察すべきだと思うんですよ。どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今ただいまこの協定の中に入っておりますのは、高次都市機能をより完成させることによって、この地域圏域全体の経済活動の発展に資するだろうということで延伸ということ、旭川延伸を盛り込んでいるところでございましてけれども、繰り返しになりますけれども、先ほど答弁したとおり、とはいえ、今その旭川延伸へのプラスの効果、マイナスの効果も含めて、期成会の中で慎重に議論しようという運びになっております。目標は掲げておりますけれども、今後、様々な検討、そして、JR本体がどういう判断するのかということも当然、今後に関わってまいりますので、いただいたご心配、ご指摘を、私もこの期成会の中で発言させていただく中で、より議論が深められれば良いなという風に考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、49頁から57頁まで。3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上について質疑を許します。

(「はい」の声)

1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） 1 番保田でございます。54 頁の力の環境なんですけれども、先のですね議員協議会の中で、連携中枢都市圏構想のですね、具体的な取組という資料をご説明いただきまして、その中でですね、森林環境を活用した事業というところで、これは連携からは外したというようなことをご説明をいただいたんですけれども、外すという決定をする過程の中でですね、森林組合ですとか、林業関係者の意見等をですね、伺っているのかどうかをお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（新村 猛君） はい、森林環境を活用した事業ということですが、この事業については、外したということではなくて、今回は協定には参加しないという、この事業については参加しないということでございます。この事業についてはですね、定住自立圏形成の当初からの事業メニューでございまして、平成23年度からのメニューとなっております。今回も色々この事業について議論等もあったんですが、この事業、当初ですね、森づくりの重要性についてフォーラム等の開催、それから植樹・育樹活動を行っていくという事業でございまして、その平成23年度以降ですね、主立った取組がほぼない状況が続いております。そこで今回、連携中枢都市圏の移行に当たって、この事業のあり方についても、各町からの意見も持ち寄ったんですが、果たして主立った事業、取組がない中で、同じようにやっても意味がないのではないかとといった他町のご意見もありましたし、まずは本町として今の現段階であまりメリットを感じないということでもございましたので、特に森林組合さんとかのですね、ご意見を伺う場面はなかったんですが、現在のところ、町としてのメリットを余り感じないということで、今回この事業については参加をしないということでしたが、来年度以降ですね、常時見直していく中でメリットを感じるものであれば、当然参加をしていくということにしていきたいという風に思っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） 1 番保田です。連携中枢都市圏構想のですね具体的な取組のですね、連携町の役割というところの項目の中にですね、圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援するという項目が謳われております。美瑛町についてもですね、林業の担い手確保というのは緊急の課題なのかなと思っておりますので、連携するメリットはですね、あるのかなという風には考えますがいかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 新村課長。

○まちづくり推進課長（新村 猛君） 北の森づくり学院の関係なんですが、協議会の方には今も町としては参画をしているということで、それに伴う負担金等もお支払いをしているという状況で、当然、今議員ご指摘のとおり林業のですね、担い手確保、非常に重要なものだと思います。ただ、先ほどの繰り返しになりますけども、こういった事業の内容ですね、出されているんですが、具体的にじゃあ何をしてくんだっていうのがですね、実はまだ、はっきりと見えてない部分がございますので、まずは美瑛町としては、1回ちょっと、今回については見送ってですね、具体的なそういった取組の内容が見えた段階で、再度検討していきたいということでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 保田です。協約の6条にですね、連携協約の変更という項目もありますし、今後また連携が始まってから変更もできていくと思えますけれども、そんな中で森林組合ですとか、林業関係者の意見を聞きながらですね、連携することのメリットも探りながらですね、連携にメリットがあればですね連携していくようにですね、いろいろ検討願いたいとそんな風に思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 新村課長。

○まちづくり推進課長（新村 猛君） はい、今後ですね、この協約が整った段階で、また次の見直しに向けてですね関係機関のご意見等も伺い、逆にですね、そういった機関からご提案をいただくというのも重要かという風に思っていますので、そういったご提案を受けながら、それを、この圏域の中に広げてと言うかですね、提案をしていきたいという風に思っております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。同じく54頁、カの環境で、し尿等処理施設の広域的利活用について伺います。こちら本町のし尿処理施設の更新をせずに、今回ちょうどタイムリーに連携中枢都市圏構想に乗かって、それで次年度以降ですね、利用していくということで、非常に助かった部分もあるのかなという風に認識しております。その中で、やはり旭川のし尿処理場に行くということで、まず距離がまず延びます。それでこれまでになかったようなところで、やはりその委託受けて働く事業者さんについて言えば、これまでと同様ということにはやっぱりいかないところもありますのでね、恐らく担当課の方でシミュレーションをされたりだとか、色んなこう打合せしてるかと思うんですけども、やはりその負担が

増えて、中々こう事業が難しくなるとか、そういうことがあっては、やはり事業者にとっては本当にこう申し訳ないことになると思いますけども、その辺りのところですね、経過的な措置があるのかどうかちょっと分かりませんが、何らかのそういう支援ももしかしたら必要になってくるのかなと、そういう風に考えているんですけど、その辺りどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) はい、今のし尿、現在の浄化センターでし尿及び浄化槽での処理させていただいておりますが、今後この協約の方がお認めいただけることになれば、議員おっしゃられるとおり、旭川市の方へ処理を委託するというような流れになってくるかと思えます。現在、次年度の予算の積算を行っているところなんですけれども、当然、委託業者、当然、距離が延びることによって、運転の時間等も伸びるということもありますので、その辺も考慮した中で車両体制、また、人員の確保に向けた委託料の積算を今行っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。不慣れな部分もあるかと思うので、やはりゆとりを持ってですね、事故だけは決して起きないように体制を、予算措置含めて組んでいただくということが必要なのかなという風に考えております。それで、町長にちょっと伺いたいの、今回その連携中枢都市圏初めてトップも代わられたということで、43歳の市長が旭川市で誕生したって、私中々のナイスガイで期待してる場所もあります。その連携中枢都市圏構想も本当にこうwin-winの関係、互恵関係を築いて、やはり圏域の成長につながればという風にすごく期待してる部分あるんですけども、何度かお会いされて、その新しい市長、信頼できる互恵関係築けるのか、やっぱりトップ同士のそういう信頼関係っていうのは大事かと思えますので、どのような受け止めをされてるのか伺いたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ただいまの、まさにピンポイントのご質疑であります、し尿処理施設も一つの大変良い例だと思えるんですけども、人口がそれぞれ実際減少する中で、でも行政サービスは維持していかなければならない、その時に、それぞれの市町で持つる資源だけで市町が完結した行政サービスを行うというのは、今後難しくなっていくだろうという流れの中で、こういう連携中枢都市、それぞれの役割を分担する中で、互恵的に圏域を発展させていこうというのが連携中枢都市の趣旨であろうと思えますし、私もそこに賛同して共に活動していきたいと思っております。そして、旭川市の今津新市長、何度かお会いさせていた

だきましたけれども、広域連携への取り組みへの意欲ですとか連携中枢都市そのもの、これがまさにそうですけれども、ここでこの上川管内を全体を発展させるんだという、非常に強い志を持たれている若き市長だと認識しているところがございますので、今後、より一層信頼関係を深めて、共に高め合っていきたいなという風に考えているところがございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号について質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第9号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

これから日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号、定住自立圏形成協定の廃止についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第10号の件を採決します。議案第10号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書案第10号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第15、意見書案第10号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5番大坪正明議員。

（5番 大坪 正明議員 登壇）

○5番（大坪正明議員） 意見書案第10号について、ご提案申し上げます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第16 意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第16、意見書案第11号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番野村祐司議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 意見書案第11号を提案いたします。朗読をもって提案をいたします。

（意見書案の朗読を省略する）

意見書につきまして、賛同賜りたくご提案をいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第11号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第17 所管事務調査の申し出について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第17、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

閉会宣告

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第6回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、2日間に亘り定例会お疲れさまでした。無事に閉会できて良かったなという風を感じているところであります。ぼちぼちと、各団体であるとか、個人でもそ

うかもしれませんが、懇親会であったり、反省会であったりという酒の場がぼちぼちと始まっているところであります。ただその、やるに当たっては、今よく言う、ルールをちゃんと守ってやらなきゃいけないということはもちろんなんですけども、そこに参加するしないとかっていうのはあくまでも、その個の判断と言いますか、自分の命は自分で守るっていうような部分も当然ありますから、だからその判断は、例えね、どんな立場であっても、自分の気が進まないところには行かなくて良いんじゃないかなっていう風に僕は思っているところであります。ただ、ちょっと前のように楽しく、中々やれないだろうなっていう部分も当然ルールの中で言えばあるとは思いますが、できる範疇の中でルールを守って楽しくやればという、楽しく反省できればなという風に思っているところであります。

2日間、お疲れさまでした。是非とも良い年越しを迎えられるように、ご祈念申し上げ、終わりとさせていただきます。お疲れさまでした。

午後2時39分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年1月28日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 大坪 正 明

議員 桑 谷 覺